

一般財団法人職業教育・キャリア教育財団の賛助会員校の皆さまへ
専修学校各種学校

学 生 対 象	I	学 生・生徒災害傷害保険
	II	留 学 生 補 償 保 険
	III	インターンシップ活動賠償責任保険
	IV	医療分野学生生徒賠償責任保険
学 校 対 象	V	学 校 賠 償 責 任 保 険
	VI	学校賠償責任保険フルカバー
	VII	情報漏えい保険／サイバーリスク保険
別 冊		役 員 賠 償 責 任 保 険



保険期間

I 学生・生徒災害傷害保険	2023年4月1日午前0時～2023年から2027年の9月30日 または3月31日の午後12時まで ※感染予防費用補償特約は保険期間が1年となります。
II 留学生補償保険	2023年4月1日午前0時～2024年4月1日午後4時まで
III インターンシップ活動賠償責任保険	2023年4月1日午前0時～2024年3月31日午後12時まで
IV 医療分野学生生徒賠償責任保険	
V 学校賠償責任保険	
VI 学校賠償責任保険フルカバー	
VII 情報漏えい保険／サイバーリスク保険	別冊のパンフレットをご確認ください
別冊 役員賠償責任保険	



学生・生徒



学校

のための保険

全国1,600校が採用！

2022年度より、「学校施設賠償責任保険」を「学校賠償責任保険」に、「学校教育活動賠償責任保険」を「学校賠償責任保険フルカバー」に変更いたしました。

学生・生徒の保険

傷害事故補償・賠償事故補償がセットになった保険です！

I 学生・生徒災害傷害保険 詳しくは P8へ

- 1 傷害事故補償
- 2 賠償事故補償



通学中の事故が心配…

通学中等傷害危険担保特約 傷害 賠償

臨床実習がある場合に…

感染予防費用補償特約 傷害

オンライン授業中^{*1}も
しっかり補償します！

*1 学校授業の代替としてライブ配信型且つ受講履歴が確認できる授業形態

24時間補償

II 留学生補償保険 詳しくは P10へ



国民健康保険に加入している留学生を対象としています。

国民健康保険に未加入の方は「留学生補償保険」にご加入いただけませんので、ご注意ください。

基本タイプ

- 傷害補償 ● 個人賠償責任 ● 救援者費用等

拡充タイプ

※基本タイプの補償に加え、以下の補償が追加となります。

- 借家人賠償責任 〈特約部分〉 ● 医療費用補償特約

インターンシップ実施校におすすめ！

III インターンシップ活動賠償責任保険 詳しくは P12へ

医療分野関連学校におすすめ！

IV 医療分野学生生徒賠償責任保険 詳しくは P13へ

学校の保険

学校で起こる様々なトラブルに対応します！

V 学校賠償責任保険 詳しくは P15へ

補償内容

基本タイプ ● 学校施設賠償責任保険

学校施設の所有・使用・管理に起因する事故、学校が主体となって行う活動に起因して発生した対人・対物事故について補償します。

拡充タイプ ● 学校施設・受託物賠償責任保険

基本タイプの補償内容に加えて、他人からの預かりもの（衣類、ペット、機械等）についての損害も補償します。

さらに学校ならではのトラブルに対応します！

VI 学校賠償責任保険フルカバー 詳しくは P16へ

補償内容

● 学校施設・受託物・教育活動賠償責任保険

V 学校賠償責任保険の補償内容に加えて、学校教育活動の遂行や、いじめ・体罰・ハラスメント等の侵害行為に起因して発生した対人・対物事故以外の事故について補償します。

サイバー攻撃を受けた場合、被害者であるにもかかわらず、原因調査費用等の負担が発生する可能性があります。

VII 情報漏えい保険・サイバーリスク保険 詳しくは P19へ

補償内容

情報漏えい保険

①賠償責任部分

情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

②サイバーセキュリティ事故対応費用部分

情報漏えいまたはそのおそれや、それを引き起こすおそれのあるサイバー攻撃に起因して一定期間内に生じたサーバー攻撃対応費用・再発防止費用等や訴訟対応費用を補償します。

サイバーリスク保険

①損害賠償責任に関する補償
自社コンピュータシステムの所有・使用・管理に関する不備等に起因して発生した他人の事業の休止・阻害や情報漏えい等の事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

②サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償

情報漏えいまたはそのおそれや、サイバー攻撃に起因して一定期間内に生じたサーバー攻撃対応費用・再発防止費用等や訴訟対応費用を補償します。

「学生・生徒災害傷害保険」は、昭和56年から、専修学校及び各種学校生徒の教育活動中の不慮の災害事故に対する全国的な補償救済制度として、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団と損害保険会社3社との契約により実施されております。

その内容は、学校の正規の教育活動中の災害、学校施設

内における災害、学校行事参加中の事故、課外活動中の事故が補償の範囲とされており、専修学校・各種学校教育の円滑に資するところが大きい制度であります。

この保険制度の発展が望まれます。

2023年4月

文部科学省 総合教育政策局長

学生・生徒ごとの保険 ぴったり加入パターン



START

専修学校・各種学校の学生・生徒のうち

留学生以外はこちら

留学生はこちら

加入する学生は留学生以外の
**医療関連学科の
学生である**



加入する学生は留学生の
**医療関連学科の
学生である**



NO

YES

NO

YES

加入する学生は
**インターンシップに
参加する**

NO

YES

パターン1

パターン2

パターン3

パターン4

パターン5

I 学生・生徒災害傷害保険 ➡ P8へ

**Ⅲ インターン
シップ活動
賠償責任保険**
➡ P12へ

**I 感染予防費用
補償特約**
➡ P8へ

**Ⅳ 医療分野学生
生徒賠償責任
保険** ➡ P13へ

**Ⅲ インターン
シップ活動
賠償責任保険***1*2
➡ P12へ

Ⅱ 留学生補償保険 ➡ P10へ

**Ⅲ インターン
シップ活動
賠償責任保険***1*2
➡ P12へ

**Ⅳ 医療分野学生
生徒賠償責任
保険** ➡ P13へ

**I 感染予防費用
補償特約**
➡ P8へ

**Ⅲ インターン
シップ活動
賠償責任保険***1*2
➡ P12へ

*1 医療関連学科の学生・生徒であっても、医療関連実習以外のインターンシップに参加する場合は、「Ⅲインターンシップ活動賠償責任保険」へご加入ください。
*2 学生・生徒のカリキュラムに合わせて、必要な補償にご加入ください。

加入手続きガイド

本保険へのご加入手続きについて下記をご覧ください。

必要書類と締切日

保険種目	必要書類	振込期限		
		4月1日補償開始とする場合	中途加入	
			I 学生・生徒災害傷害保険に加入済	I 学生・生徒災害傷害保険に未加入
I 学生・生徒災害傷害保険	・集計報告書 ・除籍報告書 ・機関決定証明書 (新規導入校のみ)	5月15日（月）		加入希望月の前月末
II 留学生補償保険	・集計報告書 ・学生名簿		加入希望日の前日	加入希望月の前月末 ※学生・生徒災害傷害保険の補償開始日と合わせて補償開始
III インターンシップ活動賠償責任保険	・集計報告書 ・学生名簿		加入希望日の前日	
IV 医療分野学生生徒賠償責任保険	・集計報告書 ・学生名簿		加入希望日の前日	
V 学校賠償責任保険	・集計報告書	3月31日（金）	加入希望日の前日	
VI 学校賠償責任保険フルカバー	・集計報告書			
VII 情報漏えい保険／サイバーリスク保険	・集計報告書			

申込スケジュール



Step1 学生生徒数の確認

◆学生対象保険

加入する保険の加入人数を決定してください。学生・生徒災害傷害保険は全員加入、その他の保険は加入を希望する学生のみ手続きいただけます。

※学生・生徒災害傷害保険は加入期間を選択ください。

※留学生補償保険は原則対象となる留学生全員加入となります。

◆学校対象保険

保険料を2022年度の学校基本調査での学生生徒数をもとに算出いたしますので、ご確認ください。

Step2 加入する保険の学生名簿と集計報告書を作成

2021年度より学生・生徒災害傷害保険は名簿の提出が不要となりました

①学生名簿 学生対象保険のみ

学生・生徒災害傷害保険は学校の汎用名簿等に「加入年月、保険期間」を記載の上、学校にて必ず保管ください。

他保険については、専用の名簿をご利用いただくか学校の汎用名簿等に必要事項を追記の上ご準備ください。

(必要事項とは、学校名／学校コード／学生氏名／学籍番号／生年月日*／職業*／職務*／公的医療保険制度*をいいます。)

※留学生補償保険のみ

(専用の名簿は第一成和事務所のホームページよりExcel版のダウンロードをお願いします。)

②集計報告書

Step1 で確認した学生生徒数を基に集計報告書を作成ください。

各保険の集計報告書は、第一成和事務所のホームページよりExcel版のダウンロードをお願いします。

<https://www.d-seiwa.co.jp/dantai/index.html>

除籍について

除籍とは前年度中に中途退学等で除籍になった学生で、残保険責任期間が6ヶ月以上の場合は、次年度新入学生の加入手続きに合わせて除籍報告してください。

報告を受けた学生については6ヶ月単位（6ヶ月、1年、1年6ヶ月…）で保険料相当額の一部返還を行い、その方法は新入学生の保険料と相殺するものとします。

※残保険責任期間が6ヶ月未満の場合、除籍報告は不要です。

※除籍保険料の計算については、学生・生徒災害傷害保険集計報告書の別タブ「除籍報告書」をご利用ください。

※保険料を相殺できる保険種類は学生・生徒災害傷害保険のみです。感染予防費用補償特約およびⅡ～Ⅶの保険とは相殺できませんのでご注意ください。

Step3 加入申込書類を第一成和事務所へ郵送

◆学生対象保険

学生・生徒災害傷害保険は集計報告書のみ、その他の保険は集計報告書と加入者名簿をご郵送ください。

新設校など前年までに加入実績がない学校は、3月31日までに学校長決定もしくは理事会等の決議により学校一括で全学生生徒加入の機関決定が必要です。機関決定証明書を作成の上、初回申込手続き時に集計報告書と合わせてご提出ください。

◆学校対象保険

集計報告書をご郵送ください。

（書類は1.保険会社用のみご提出ください。2.学校控えは学校にて保管ください。学校控えが届いた場合、学校へ返却はしてありませんのでご注意ください。）

Step4 保険料の振込み

専用の払込取扱票を使用して、郵便局／ゆうちょ銀行（ATM可）よりお振込みください。

※Ⅱ留学生補償保険・Ⅴ学校賠償責任保険・Ⅵ学校賠償責任保険フルカバーは、加入月によって保険料が異なりますので、お振込みの際は十分ご注意ください。

保険料振込方法

(1) 同封の払込取扱票をご利用の場合

必要事項をご記入の上、ゆうちょ銀行・郵便局の窓口もしくはATMよりご送金ください。

ゆうちょ銀行・郵便局に備え付けの払込取扱票をご利用の場合は、備考欄に「学校名、学校コード」をご記入ください。

(2) ゆうちょ銀行から払込取扱票を使用せず、振込みする場合

① Webなどを利用して、ゆうちょ銀行からお振込みいただく場合は、下記口座情報を基にお手続きください

加入者名（口座名）：一般財団法人職業教育・キャリア教育財団 保険係
口座番号：00150-4-19271

<注意事項>

※振込依頼人を入力する際は、先頭に学校コードを入力ください

② 複数校まとめてお振込みいただく場合は、専用の払込取扱票に詳細を記入して第一成和事務所へFAXもしくはメールで送信ください

(03-3667-9037 / seiwa@d-seiwa.co.jp)

(3) ほかの銀行から振込みする場合

① 以下の口座へお振込みください

ゆうちょ銀行 019支店 当座 0019271
口座名義：一般財団法人職業教育・キャリア教育財団 保険係

<注意事項>

※振込依頼人を入力する際は、先頭に学校コードを入力ください

② 複数校まとめてお振込みいただく場合は、専用の払込取扱票に詳細を記入して第一成和事務所へFAXもしくはメールで送信ください

(03-3667-9037 / seiwa@d-seiwa.co.jp)

00 東京		払込取扱票	
00	1504	19271	金額 ¥163500
加入者名 職業教育・キャリア教育財団 保険係		金額	備考
〒103-8214		東京都中央区日本橋久松町11番6号 日本橋TSビル8F	
TEL 03 - 3669 - 2831		担当者名 (専門 太郎)	
学校名		振込金額	
学校コード (99999)		* 133,500円	
複数校まとめてお振込みいただく場合は下記もご記入ください			
学校コード (88888)		* 30,000円	
学校コード ()		* 円	
日		附	
3月31日		印	

Step5 加入者証のお届け

保険会社より学校住所宛に加入者証をお送りしますので、大切に保管ください。

<ご郵送時期>

4～5月加入の場合：7月中旬ごろ 7～12月加入の場合：加入日から約2ヶ月後 1月以降の加入の場合：7月中旬ごろ

中途加入について

◆**学生対象保険の場合** ※「加入手続き完了」とはP4の申込スケジュールの「加入手続き完了」をいいます。

<学生・生徒災害傷害保険を含めて中途加入する場合>

学生・生徒災害傷害保険及び感染予防費用補償特約の中途加入日は毎月1日です。前月末までに加入手続きを完了してください。Ⅱ～Ⅳは学生・生徒災害傷害保険の補償開始日と合わせて補償も開始します。

※感染予防費用補償特約、Ⅲ～Ⅳの補償は2024年3月31日、Ⅱの補償は2024年4月1日で終了します。引き続き各補償が必要な学生生徒は、翌年度改めて加入手続きが必要となりますのでご注意ください。

<学生・生徒災害傷害保険に加入済みでⅡ～Ⅳの補償のみを中途加入する場合>

加入手続き完了の翌日から補償スタートとなります。

※感染予防費用補償特約、Ⅲ～Ⅳの補償は2024年3月31日、Ⅱの補償は2024年4月1日に終了するため、翌年度再度加入が必要です。

加入時注意POINT

学生・生徒災害傷害保険の中途加入については、以下のケースを参考にして在学期間最終日以降に補償終了となるご契約にご加入ください。

case1 (5月～9月の中途加入)

入学が6月1日、在学期間1年6ヶ月(2024年11月30日)の場合
→補償終了日が2025年3月31日の加入期間2年でご加入ください。



case2 (10月～3月の中途加入)

入学が12月1日、在学期間1年(2024年11月30日)の場合
→加入期間6ヶ月(2024年3月31日まで)にてお申込みの上、翌年、再度加入期間1年(2025年3月31日まで)をご加入ください。



POINT

1. 感染予防費用補償特約およびⅡ～Ⅳの保険は、学生・生徒災害傷害保険の加入が必要です。
2. 転入生など保険期間の途中で加入される場合は、学生・生徒災害傷害保険の加入有無によってⅡ～Ⅳの保険は補償開始日が異なりますので、ご注意ください。
3. インターンシップ活動賠償責任保険に限り、高等専修学校で『災害共済給付』へご加入校はインターンシップ活動賠償責任保険のみでご加入が可能です。詳細は、取扱代理店へお問い合わせください。

◆学校対象保険の場合

加入手続き完了日の翌日より補償開始となります。

保険料の振り込み日が末日となる場合、**補償開始は翌月1日**となります。

V学校賠償責任保険・VI学校賠償責任保険フルカバーは毎月中途加入保険料が異なりますので、補償を開始する月の保険料より、振込保険料を算出してください。

POINT

1. 加入時の保険料算出は前年度の学校基本調査の人数で算出します。(転入生等での追加加入は不要です)
2. 保険料の振込日が末日となる場合、次月からの補償開始となり保険料が異なりますのでご注意ください。
3. 前年度も学校保険へ加入されている場合、前年度末日(2023年3月31日)で補償は終了いたします。

よくあるお問合せ

- Q** 加入者名簿は学校で使用している名簿を使用しても問題ないですか。
- A** 学校で使用している名簿でも構いませんが、必ず学校名/学校コード/学生氏名/学籍番号/生年月日*/職業・職務*/公的医療保険制度*（※留学生補償保険のみ）を記入ください。また、2021年度より学生・生徒災害傷害保険に限り、名簿の提出を省略しておりますので、ご留意の上、お手続きください。詳細はP4申込スケジュールをご確認ください。
- Q** 昼間部と夜間部に通う学生はどちらに加入すればよいですか。
- A** 履修科目の授業時間が多い方で加入してください。重複加入は不要です。
- Q** 2023年度より初めて保険に加入します。必要な手続きはありますか。
- A** 学生・生徒災害傷害保険へ4月1日より補償開始を希望される場合、「機関決定証明書」のご提出が必要となります。3月31日までに作成の上、初回の学生・生徒災害傷害保険申込書類と合わせてご提出ください。
- Q** 学生氏名の漢字を誤った名簿を提出してしまいました。どのように対応すればいいですか。
- A** まずは第一成和事務所へお電話にてご連絡ください。
- Q** 学生が保険期間途中で学科が変更になりました。どのように対応すればいいですか。
- A** ガイドブックP41の「学生生徒に関する登録内容変更届」をご使用いただき、第一成和事務所へFAXにてお知らせください。なお、2021年度以降に学生・生徒災害傷害保険へ加入された学生は、報告が不要です。（2023年度でも感染予防費用補償特約等 名簿提出を必須としている学生対象保険は提出が必要です。）
- Q** 入学予定だった学生が急遽入学辞退になったが、保険の手続きは完了してしまいました。必要な手続きを教えてください。
- A** 入学辞退となった学生分の保険料返戻等、必要なお手続きについてご案内いたします。まずは第一成和事務所へお電話にてご連絡ください。
- Q** 学生が休学することになりました。必要な手続きを教えてください。
- A** 休学期間中に登校予定がなければ、退学時同様P4「除籍について」の通りお手続きください。復学時は、保険への加入が漏れないようご注意ください。
- Q** 学生が昼間部⇄夜間部に転科することになりました。
- A** 「学生生徒に関する登録内容変更届」では変更できません。
新たな学科での中途加入手続きと次年度お申込の際に除籍を手続きください。
- Q** 払込用紙が足りなくなりました。
- A** お手続きの書類に関しては、P40の「関係資料請求用帳票一覧」を作成の上、FAXかメールにて送信ください。
もしくは、P40のQRコードを読み込み資料請求ページよりご請求ください。

第一成和事務所のホームページにもQ&Aがございますので、併せてご確認ください。

<https://www.d-seiwa.co.jp/dantai/index.html>

また、約款も第一成和事務所のホームページに掲載しております。約款のファイルパスワードは「senkaku」です。

チャットボットについて

2022年よりチャットボットのサービスを開始いたしました。

第一成和事務所のホームページより是非ご利用ください。

24時間いつでも対応！

お問合せいただける内容

- 加入手続き・変更手続きについて
- 補償内容について
- 保険金請求手続きについて

プルダウンより
「【専修学校・各種学校】
学生生徒災害傷害保険」
をご選択ください。

お問合せ内容をご入力ください。
チャットボットが
回答いたします。

団体保険お問い合わせ

【専修学校・各種学校】学生生徒災害傷害保険

上記カテゴリから保険制度を選択して、
質問事項のキーワードを入力してください。

問い合わせを入力してください

学生・生徒災害傷害保険

専修学校各種学校学生・生徒災害傷害保険および施設賠償責任保険

1. 加入対象者

一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員の専門学校または各種学校で、**原則学校単位**での加入になります。

※この保険の被保険者（保険の補償を受けることができる方）は、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員の専修学校または各種学校に在籍する学生生徒に限ります。したがって、専攻科及び別科の学生、留学生、聴講生、研究生、科目等履修生等は対象となります。

※感染予防費用補償特約の加入対象者は、臨床実習を行う医療関連学科（看護科、准看護科、助産師科、保健婦科、歯科衛生士科、歯科技工士科、臨床検査科、臨床工学科、診療放射線科、理学療法科、作業療法科、言語聴覚療法科、薬業科、柔道整復科、あん摩マッサージ指圧科、はり科、きゅう科、視能訓練士科、東洋医療科、介護福祉学科等）の学生生徒のみとなります。

◆この保険契約において学校とは、学校教育法第124条、126条または134条に定める専修学校、高等専修学校、専門学校または各種学校をいいます。

2. 補償内容

保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、お支払いしない主な場合については、後記補償のあらましP22をご確認ください。

1 学生・生徒の傷害事故補償と**2** 学生・生徒の賠償責任補償のセットとなります。

オプションとして、通学中等傷害危険担保特約・感染予防費用補償特約を選択してご加入頂くことができます。

1 学生・生徒の傷害事故補償

学生・生徒の
傷害事故補償

専修学校・各種学校における、正課中、学校主催の行事に参加している間、学内休憩時間中、その他学校施設内にいる間、学校施設外で学校に届け出た課外活動中に起きた急激かつ偶然な外来の事故による傷害を補償します。

1 正課授業中

講義、実験・実習、演習または実技による授業を受けている間や、指導教員の指示に基づき、卒業研究・研究活動を行っている間の傷害事故（学校授業の一環として行われるオンラインライブ配信授業であっても、受講履歴が確認できるものについても正課中に含まれます。）



2 学校主催の行事中

学校の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間の傷害事故



3 学内休憩時間中

学校が教育活動のために所有・使用または管理している学校施設内における、授業開始前、授業と授業の間または昼食時の休憩時間中の傷害事故（被保険者の登校すべき日の最終授業終了後や、学校の施設外にいる間を除きます。）なお、1～3以外で学校施設内にいる間（寄宿舎にいる間、学校が禁じた時間もしくは場所に在る間や学校が禁じた行為を行っている間を除きます。）も補償の対象となりますが、その場合は補償金額が異なります。P9の表をご覧ください。



4 課外活動中

学校施設外で学校に届け出た課外活動を行っている間

学校の規則に則った所定の手続きにより学校の認めた学内学生・生徒団体の管理下で行う文化活動または体育活動を行っている間の傷害事故（学校が禁じた時間もしくは場所に在る間や学校が禁じた行為を行っている間を除きます。）



+ 通学中等 傷害危険担保特約

さらに、特約を付帯することにより通学中・学校施設等相互間の移動中での急激かつ偶然な外来の事故による傷害も補償します。多くの学校にご加入いただいております。特約の有無は学校で統一してください。学校単位での加入となります。

5 通学中

学校の授業等、学校行事または課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路および方法（学校が禁じた経路・方法を除きます。）により、住居と学校施設等との間を往復する間の傷害事故



6 学校施設等相互間の移動中

学校の授業等、学校行事または課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路および方法（学校が禁じた経路・方法を除きます。）により、学校が教育活動のために所有、使用または管理している施設の他、授業等、学校行事または課外活動の行われる場所の相互間を移動している間の傷害事故



オプション 感染予防費用 補償特約

臨床実習中の感染症に係る接触感染等や臨床実習開始後の院内感染時に、感染症予防措置を受けた場合に保険金をお支払いする特約です。



7 臨床実習中 感染予防費用補償特約の加入対象は、臨床実習を行う医療関連学科の学生生徒のみとなります。

国内外で臨床実習中の事故における感染症に係る接触感染等（針刺しに限らない）や臨床実習開始後の院内感染時に予防措置のために負担した費用をお支払いします。ただし、公的医療保険制度の給付がある場合は、その額を被保険者が負担した費用から差し引くものとします。

※感染予防費用補償特約の加入対象は、臨床実習を行う医療関連学科の学生生徒のみとなります。

※院内感染も補償の対象となります。

2 施設賠償責任保険

学生・生徒の
賠償責任補償

日本国内において学生生徒（被保険者）が参加する学校の正課、実習、学校行事、課外活動等の学校管理下における活動の遂行に起因して、保険期間中に他人の身体・生命を害したことまたは他人の財物（ただし、学生生徒が管理する財物や借物等の受託物は除きます。）を損壊したことにより学生生徒が法律上の賠償責任を負った場合に被る損害を補償します。（ただし看護科、准看護科、助産師科、保健婦科、歯科衛生士科、歯科技工士科、臨床検査科、臨床工学科、診療放射線科、理学療法科、作業療法科、言語聴覚療法科、薬業科、柔道整復科、あん摩マッサージ指圧科、はり科、きゅう科、視能訓練士科、東洋医療科、介護福祉学科等の医療関連学科に関する実習の賠償事故は対象となりません。これらの医療関連実習中の事故については「医療分野学生生徒賠償責任保険」にて補償されます。）

さらに、前記（1）「傷害事故補償」に通学中等傷害危険担保特約を付帯した場合は、自宅から学校への通学中等に他人の身体・生命を害したことまたは他人の財物を損壊したことにより法律上の賠償責任を負った場合に被る損害も補償します。

1 実習中など

保険期間中、日本国内において実習など、学校管理下の活動に起因して、他人の身体に障害を負わせ、または、他人の財物（ただし、学生生徒が管理する財物や借物等の受託物は除きます。）を損壊したことにより、学生生徒が法律上の賠償責任を負った場合



2 通学中など

（前記「学生・生徒災害傷害保険」に通学中等傷害危険担保特約を付帯した場合に限ります。）

合理的な経路および方法（学校が禁じた経路・方法を除きます。）により住居と学校施設等との間を往復する際に他人の身体に障害を負わせたり、財物（ただし、学生生徒が管理する財物や借物等の受託物は除きます。）を損壊し、学生生徒が法律上の賠償責任を負った場合



3. 補償金額と保険料、保険期間

(1) 補償金額

賠償責任補償においては医療関連の実習は対象となりません。

医療関連の実習中の賠償事故については「医療分野学生生徒賠償責任保険」(P13)にて補償します。

	補償内容	死亡保険金		後遺障害保険金		入院保険金		手術保険金		通院保険金	
		昼間部	夜間部	昼間部	夜間部	昼間部	夜間部	昼間部	夜間部	昼間部	夜間部
傷害事故補償金額	正課中学校行事参加中 学内休憩時間中*1	2,000万円	1,200万円	程度に応じ 120万円～ 3,000万円	程度に応じ 72万円～ 1,800万円	事故の日から その日を含めて 180日以内の入院に限り 入院日数180日を限度に 1日につき 4,000円		事故の日から その日を含めて 180日以内の 手術*5 (入院中以外の手術) 2万円 (入院中の手術) 4万円		事故の日から その日を含めて 180日以内の 通院に限り 通院日数 90日を限度に 1日につき 1,200円 1日につき 1,000円	
	上記以外で学校施設 内にいる間*2	1,000万円	600万円	程度に応じ 60万円～ 1,500万円	程度に応じ 36万円～ 900万円						
	学校施設外で学校に 届け出た、課外活動を行 っている間*2										
	通学中*3										
	学校施設等 相互間の移動中*3										
賠償責任補償金額*4 対人（1名/1事故につき） 対物（1事故につき）		支払限度額 対人賠償:1名につき5,000万円/1事故につき5億円 対物賠償:1事故につき500万円 (免責金額 なし)									
臨床実習中		感染予防費用補償特約（特約加入者が感染予防措置を受けた場合） 支払保険金:1事故につき30万円限度（実費払い） *6 *7									

*1 放課後の休憩時間中や寄宿舎にいる間を除きます。

*2 学校が禁じた時間もしくは場所にいたり学校が禁じた行為を行っている間を除きます。また学校施設には寄宿舎は含みません。

*3 通学中等傷害危険担保特約を付帯した場合に限りです。

*4 この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合】

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合】

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

*5 手術保険金は、1事故につき1回の手術に限りです。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*6 院内感染も補償の対象となります。

・院内感染とは：

臨床実習を行った施設内で、感染症の病原体を保有する患者等が発見され、かつその感染症が院内で蔓延した場合（蔓延するおそれのある場合を含みます。）に、被保険者が臨床実習を目的としてその施設内に滞在し、かつ感染症の病原体に感染したこと（感染するおそれのある場合を含みます。）をいいます。

*7 感染症の治療費は対象となりません。

(2) 保険料 (学生生徒1人あたり)

加入期間	補償終了日*1	昼間部		夜間部		加入期間 (補償終了日)	感染予防費用補償特約 昼間部、夜間部共通
		通学特約無	通学特約有	通学特約無	通学特約有		
～6ヶ月	2023年9月30日*2	370円	620円	390円	580円	1年*3 (2024年3月31日)	40円
～1年	2024年3月31日	530円	900円	540円	810円		
～1年6ヶ月	2024年9月30日	720円	1,240円	770円	1,140円		
～2年	2025年3月31日	940円	1,610円	1,010円	1,490円		
～2年6ヶ月	2025年9月30日	1,160円	1,980円	1,250円	1,840円		
～3年	2026年3月31日	1,370円	2,340円	1,460円	2,160円		
～3年6ヶ月	2026年9月30日	1,580円	2,690円	1,680円	2,490円		
～4年	2027年3月31日	1,740円	2,970円	1,870円	2,750円		

*1 中途加入の場合も補償終了日は記載の日付になります。

*2 2023年10月1日以降に補償開始の場合2024年3月31日になります。

*3 感染予防費用補償特約は、その他の専修学校各種学校学生・生徒災害傷害保険および施設賠償責任保険と保険期間が異なります。

※文部科学省が毎年実施している学校基本調査（指定統計第13号）の「昼間」「夜間」区分に係る報告内容に沿ってご加入ください。

(3) 保険期間

2023年4月1日午前0時～2023年から2027年の9月30日または3月31日の午後12時まで

※感染予防費用補償特約のみ2024年3月31日午後12時までとなります。

学校が2023年4月1日以前に学校長の決定もしくは理事会等の決議により学校一括で全学生生徒加入の機関決定がなされ、かつ2023年5月15日までに所定の保険料を添えて申し込み手続きが完了した場合は上記保険期間となります。

※4月1日以降の中途加入については、毎月1日より補償開始にて受け付けております。

※10月1日以降にご加入を希望される場合、保険期間「～6ヶ月（2024年3月31日終了）」にてお申込みの上、翌年度、再度残りに在籍期間に合わせて加入手続きをお願いいたします。

※2023年度からご加入いただく場合の最長保険期間は2027年3月31日となります。それを超えて在籍する場合は別途代理店までお問い合わせください。

加入手続き方法や補償開始月（中途加入含む）は、P4をご覧ください

GO!

留学生補償保険

総合生活保険（こども総合補償）

1. 加入対象者

この保険にご加入いただけるのは、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員の専修学校または、各種学校に限ります。この保険の被保険者（保険の補償を受けることが出来る方）は、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員の専修学校または各種学校に在籍する学生生徒で、学生・生徒災害傷害保険（以下「学災」）に加入の学生生徒のうち、留学生＊1に限ります。**原則留学生全員加入**となります。

＊1 国民健康保険に加入している留学生を対象としています。国民健康保険に未加入の方はご加入いただけません。

2. 補償内容

保険金をお支払いする主な場合、お支払いしない主な場合については、後記補償のあらましP23～25をご確認ください。

基本タイプ・拡充タイプともに24時間補償!!加入タイプは学校で統一してください。学校単位でのご加入となります。

基本タイプ

●傷害補償

「急激かつ偶然な外来の事故」により保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。

・死亡・後遺障害のみ補償

ケガで死亡されたり後遺障害が生じた場合に、保険金をお支払いします。（入院、手術、通院保険金はお支払いの対象となりません。）

●個人賠償責任

国内外において、受け入れ留学生の方が日常生活において他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物（受託品）＊1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

＊1 携帯電話、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。

●救済者費用等

国内外において急激かつ偶然な外来の事故により緊急の捜索・救助活動を要する状態となった場合や、ケガにより継続して3日以上入院した場合等に要した費用について、保険の対象となる方またはその親族等に保険金額を限度としてお支払いします。（交通費、宿泊料、移送費用、諸雑費等）

ケガで長期入院することになり、家族に駆けつけてもらうことになった。



自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。



買い物中、誤って商品を壊してしまった。

乗っていた船舶が遭難し、捜索救助費用を負担した。

拡充タイプ

●借家人賠償責任

国内における借戸室での事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※示談交渉は東京海上日動では行いません。

❗留学生の方が寮・下宿生の場合にご加入できます（自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合はご加入できません。）。

上記の**基本タイプ**に加え、以下のような事例も対象になります。

失火により借家を焼失させてしまった。



給排水設備の漏水事故で建物内部を水浸しにしてしまい、壁紙を張り替えた。

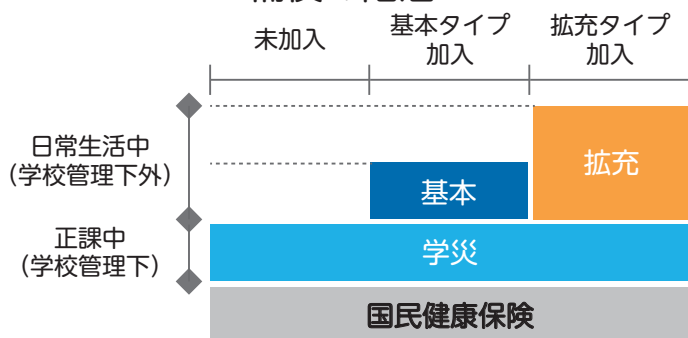
〈特約部分〉

●医療費用補償特約

病気やケガによって、国内で入院や通院をしたことにより治療費用等を負担した場合に、保険金をお支払いします。

※1回の入院または通院について、限度日数があります。

<補償の階層>



外国人留学生を受け入れる学校では、正課中（学校管理下）のみならず、日常生活での危機管理においても信義則上の義務から配慮が求められています。

3. 補償金額と保険料、保険期間

(1) 補償金額

タイプ	補償の内容				
	死亡・後遺障害	医療費用補償	個人賠償責任（本人限定） ^{*3}	借家人賠償責任	救援者費用等
基本タイプ	100万円	—	国内 3億円 国外 1億円 記録情報限度額 500万円	—	500万円
拡充タイプ	100万円	入院諸費用 ^{*1*2} (支払限度基礎日額：1,000円 支払限度日数180日)	国内 3億円 国外 1億円 記録情報限度額 500万円	500万円	500万円
		治療費用 (支払限度日数60日)			

*1 入院諸費用は免責金額5,000円

*2 医療費用補償では、先進医療費用保険金も対象となります。先進医療費用保険金は、入院諸費用保険金の支払限度基礎日額の200倍を支払限度額とします。また、先進医療費用保険金は、入院諸費用保険金と同一の支払限度日数とします。

*3 本補償はアルバイト・インターンシップ中の事故についても補償対象です。ただし、Ⅲインターンシップ活動賠償責任保険では対象となる、受託品の置き忘れまたは紛失等は支払い対象外となります。詳しくは後記補償のあらましP23をご確認ください。

(2) 保険料

保険補償開始日	保険料（生徒1名につき）		保険終期
	基本タイプ	拡充タイプ	
2023年 4月1日	3,300円	19,980円	2024年 4月1日
5月1日	3,120円	18,960円	
6月1日	2,960円	17,970円	
7月1日	2,800円	16,970円	
8月1日	2,630円	15,980円	
9月1日	2,470円	14,980円	
10月1日	2,310円	13,990円	
11月1日	2,150円	12,990円	
12月1日	1,800円	10,970円	
2024年 1月1日	1,480円	8,980円	
2月1日	1,150円	6,980円	
3月1日	830円	5,000円	

※拡充タイプの保険料には、基本タイプの保険料が含まれています。

※保険期間中に脱退しても、保険料の返還は行われません。

※上記保険料は職種級別Aの方を対象としたものです。受け入れ留学生が継続的に職業に従事している場合は、保険料が異なることがあります。詳しくはパンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

(3) 保険期間

2023年4月1日午前0時～2024年4月1日午後4時まで

●保険始期日以降にお手続き頂いた場合の補償開始日は、学校が所定の保険料をとりまとめて、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団へ加入手続きおよび振込み手続きを行い、振込日の翌日午前0時からとなります。

※4月1日から補償を希望される場合は、5月15日までにお手続きをお願いいたします。

※遡っての補償開始は承れませんのでご注意ください。

加入手続き方法や補償開始月（中途加入含む）は、P4をご覧ください

GO!

インターンシップ活動賠償責任保険

施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険

1. 加入対象者

この保険にご加入いただけるのは、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員の専修学校または、各種学校に限ります。この保険の被保険者（保険の補償を受けることが出来る方）は、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員の専修学校または各種学校に在籍する学生生徒で、学生・生徒災害傷害保険（以下「学災」）に加入の学生生徒のうち、インターンシップ活動賠償責任保険に加入した方に限ります。

補償対象となるインターンシップ活動

学校が、正課（実習を含む）、学校行事または課外活動のいずれかに位置付ける日本国内での企業等における就業体験。

※学生生徒が個人的にインターンシップ活動を行い賠償責任を負った場合は本保険の対象になりません。

インターンシップとは…

学生生徒が在学中に自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を企業・施設等で行うことをいいます。

●本保険の対象とならないインターンシップ

看護科、准看護科、助産師科、保健婦科、歯科衛生士科、歯科技工士科、臨床検査科、臨床工学科、診療放射線科、理学療法科、作業療法科、言語聴覚療法科、薬業科、柔道整復科、あん摩マッサージ指圧科、はり科、きゅうり科、視能訓練士科、東洋医療科、介護福祉学科等の医療関連学科に関する実習
※医療関連学科とは、医療行為の実習を行う学科をいいます。

2. 補償内容

保険金をお支払いする場合、お支払いしない主な場合については、後記補償のあらましP26をご確認ください。

学生生徒が、正課、学校行事または課外活動として参加するインターンシップ活動に起因して、保険期間中に他人の身体・生命を害し、または、他人の財物を損壊した（受託物については、損壊、紛失し、または盗取、詐取された）ことにより学生生徒が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

また、インターンシップ活動に伴って学生生徒が提供した飲食物やインターンシップ活動の結果に起因して、保険期間中に他人の身体・生命を害し、または他人の財物を損壊したことにより学生生徒が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。



- インターンシップ活動中、派遣先の機械を誤操作して他人をけがさせ学生個人が法律上の賠償責任を負った。



- インターンシップ活動中、派遣先のパソコンを落として破損させてしまい、学生個人が法律上の賠償責任を負った。

3. 補償金額と保険料、保険期間

(1) 補償金額と保険料

(免責金額 1事故につき5,000円)

正課・学校行事または課外活動として行われるインターンシップ活動	補償内容	支払限度額		保険料
	施設賠償責任保険	対人賠償	1名につき 1事故につき	1億円 1億円
		対物賠償	1事故につき	250万円
	生産物賠償責任保険	対人賠償	1名につき 1事故につき 保険期間中	1億円 1億円 1億円
		対物賠償	1事故につき 保険期間中	1億円 1億円
	受託者賠償責任保険	対物賠償	1事故につき 保険期間中	250万円 250万円

①保険始期以降に加入する場合も保険料は1人あたり250円となります。

②保険期間中に脱退しても、保険料の返戻は行われません。

③学生生徒自身のケガについては、学生・生徒災害傷害保険にて補償されます。

④この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合】

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合】

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

(2) 保険期間

2023年4月1日午前0時～ 2024年3月31日午後12時まで

●保険始期日以降にお手続き頂いた場合の補償開始日は、学校が所定の保険料をとりまとめて、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団へ加入手続きおよび振込み手続きを行ない、振込日の翌日午前0時からとなります。

※4月1日から補償を希望される場合は、5月15日までにお手続きをお願いします。

加入手続き方法や補償開始月（中途加入含む）は、P4をご覧ください

GO!

医療分野学生生徒賠償責任保険

施設賠償責任保険・受託者賠償責任保険

1. 加入対象者

この保険にご加入いただけるのは、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員の専修学校または、各種学校に限ります。この保険の被保険者（保険の補償を受けることが出来る方）は、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員の専修学校または各種学校に在籍する学生生徒で、学生・生徒災害傷害保険（以下「学災」）に加入の学生生徒のうち、医療分野学生生徒賠償責任保険に加入した方に限ります。

2. 補償内容

保険金をお支払いする場合、お支払いしない主な場合については、後記補償のあらましP26をご確認ください。

本制度にご加入いただくことにより、学生・生徒災害傷害保険の賠償責任補償およびインターンシップ活動賠償責任保険では補償の対象とならなかった、「医療分野の学生生徒が医療関連学科の正課および学校行事として日本国内で行う医療関連実習（インターンシップ活動も含みます）に起因して保険期間中に他人の身体・生命を害し、または他人の財物を損壊した（受託物については、損壊、紛失し、または盗取、詐取された）ことにより、学生生徒が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害」を補償します。



- マッサージの実習中に、相手にケガをさせてしまった。



- 看護実習中に、入院患者の所有物を壊してしまった。

医療関連学科とは…

看護科、准看護科、助産師科、保健婦科、歯科衛生士科、歯科技工士科、臨床検査科、臨床工学科、診療放射線科、理学療法科、作業療法科、言語聴覚療法科、薬業科、柔道整復科、あん摩マッサージ指圧科、はり科、きゅう科、視能訓練士科、東洋医療科、介護福祉学科等

3. 補償金額と保険料、保険期間

(1) 補償金額と保険料

(免責金額 なし)

補償内容	支払限度額			保険料
施設賠償責任保険	対人賠償	1名につき 1事故につき	1億円 1億円	学生生徒 1人あたり 1,000円
	対物賠償	1事故につき	1億円	
受託者賠償責任保険	対物賠償	1事故につき 保険期間中	1億円 1億円	

①保険始期以降に加入する場合も保険料は1人あたり1,000円となります。

②保険期間中に脱退しても、保険料の返戻は行われません。

③学生生徒自身のケガについては、学生・生徒災害傷害保険にて補償されます。

④この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合】

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合】

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

(2) 保険期間

2023年4月1日午前0時～2024年3月31日午後12時まで

●保険始期日以降にお手続き頂いた場合の補償開始日は、学校が所定の保険料をとりまとめて、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団へ加入手続きおよび振込み手続きを行ない、振込日の翌日午前0時からとなります。

※4月1日から補償を希望される場合は、5月15日までにお手続きをお願いします。

加入手続き方法や補償開始月（中途加入含む）は、P4をご覧ください

GO !

学校対象の保険の 全体像

具体的な対象者（被保険者）		学校対象の保険制度					
		学校賠償責任保険		学校賠償責任 保険フルカバー	情報漏えい 保険	サイバー リスク保険	役員賠償 責任保険 ^{*1}
		基本タイプ	拡充タイプ				
法律上の損害賠償責任を負担した場合 に補償の対象となる方	①学校法人	○	○	○	○	○	— ^{*2}
	②役員	○	○	○	○	○	○
	③教職員	○	○	○	○	○	—

 は補償内容が重複する部分がございますのでいずれかの補償をお選びください。

賠償リスクの種類		学校賠償責任保険		学校賠償責任 保険フルカバー	情報漏えい 保険	サイバー リスク保険	役員賠償 責任保険
		基本タイプ	拡充タイプ				
対人事故	授業中に学生がケガをしたことにつき、学校の管理責任を問われて治療費を請求された。	○	○	○	—	—	—
対物事故 (受託物を除く)	郊外活動中に学生が訪問先の什器を破損したことにつき、学校の管理責任を問われて修理費を請求された。	○	○	○	—	—	—
対物事故 (受託物)	外部業者から借りていた作業用の機械を破損したことにつき、学校の管理責任を問われて修理費を請求された。	—	○	○	—	—	—
対人・対物事故以外	対人・対物事故以外の学校教育活動の遂行に起因する事故や侵害行為	—	—	○	—	—	役員としての「監督責任」を問われた場合 ○ (役員個人が行為者となった場合は対象外)
	経営判断ミス等	—	—	—	—	—	○
	情報漏えい	—	—	—	○	○	—
	サイバー攻撃	—	—	—	△	○	—

* 1 私学法改正にあたり、2020年度より新たに学校法人向け役員賠償責任保険を販売いたしました。詳細については、別途学校法人様向けにご案内している「役員賠償責任保険のご案内」をご確認ください。

* 2 役員の不祥事に際して、学校法人が支出する法人内調査費用、第三者委員会設置・活動費用等のみ補償対象です。

1. 加入対象校

この保険に加入いただけるのは、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員の専修学校または、各種学校に限ります。この保険の被保険者（保険の補償を受けることができる方）は、上記加入対象校のうち加入学校（記名被保険者）およびその役員、教職員となります。

2. 補償内容

保険金をお支払いする場合、お支払いしない主な場合については、後記補償のあらましP27をご確認ください。また、このガイドブックで使用する用語の定義については、P18をご確認ください。

基本タイプ

●学校施設賠償責任保険（施設賠償責任保険）

学校が教育活動のために日本国内において、所有・使用・管理する施設や、学校が主体となって日本国内で行う活動に起因して保険期間中に他人（学生生徒を含む）の身体・生命を害し、または他人の財物を損壊したことにより被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

※被保険者が所有・使用・管理する財物等のうち受託物に対する損害賠償責任は除きます。

拡充タイプ

●学校施設・受託物賠償責任保険（施設賠償責任保険＋管理財物担保特約）

基本タイプの補償内容に加え、他人から預かった財物（衣類、ペット、機械等）の損壊、紛失、盗取または詐欺について、被保険者がその財物の正当な権利者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

3. 補償金額と保険料、保険期間

(1) 補償金額

賠償リスクの種類	事例	基本タイプ	拡充タイプ	支払限度額	免責金額
対人事故	他人の身体の障害	○	○	1名につき 5,000万円 1事故につき 5億円	1事故につき 1万円
対物事故	他人の財物の損壊	○	○	1事故につき 500万円	
受託物に関する事故	預かりものの損壊等	—	○	1事故につき 1,000万円	0円（なし）

(2) 保険料

保険補償開始時	保険料（生徒1名につき）		保険終期
	基本タイプ	拡充タイプ	
4月1日～4月30日	42円	62円	2024年 3月31日
5月1日～5月31日	38円	58円	
6月1日～6月30日	35円	55円	
7月1日～7月31日	31円	51円	
8月1日～8月31日	28円	38円	
9月1日～9月30日	25円	35円	
10月1日～10月31日	21円	31円	
11月1日～11月30日	18円	28円	
12月1日以降～2024年3月31日	14円	24円	

※拡充タイプの保険料には、基本タイプの保険料が含まれています。

保険料算出方法

生徒1人あたりの保険料×学生生徒数で計算してください。なお、**2022年度の学校基本調査**での学生生徒数が基準となります。

※ご申告いただいた学生生徒数が実際の「学校基本調査」で回答している学生生徒数に不足していた場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。

※保険期間中に脱退しても、保険料の返戻は行われません。

加入例 昨年（2022年）度5月1日付学校基本調査学生生徒数が300人の専修学校が4月に加入した場合の保険料

V 学校賠償責任保険

基本タイプ の場合：1名につき **42円 × 300人 = 12,600円**

拡充タイプ の場合：1名につき **62円 × 300人 = 18,600円**

(3) 保険期間

2023年4月1日午前0時～2024年3月31日午後12時まで

●保険始期日以降にお手続き頂いた場合の補償開始日は、学校が所定の保険料をとりまとめて、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団へ加入手続きおよび振込み手続きを行ない、振込日の翌日午前0時からとなります。

※4月1日から補償を希望される場合は、3月31日までにお手続きをお願いします。

※遡っての補償開始は承れませんのでご注意ください。

加入手続き方法や補償開始月（中途加入含む）は、P4をご覧ください

GO!

学校賠償責任保険フルカバー

施設賠償責任保険・学校教育活動賠償責任保険

1. 加入対象校

この保険に加入いただけるのは、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員の専修学校または、各種学校に限ります。この保険の被保険者（保険の補償を受けることが出来る方）は、上記加入対象校のうち加入学校（記名被保険者）およびその役員、教職員となります。

2. 補償内容

保険金をお支払いする場合、お支払いしない主な場合については、後記補償のあましP27をご確認ください。また、このガイドブックで使用する用語の定義については、P18をご確認ください。

●学校施設・受託物・教育活動賠償責任保険（施設賠償責任保険＋管理財物担保特約＋学校教育活動賠償責任保険）

<基本補償>

拡充タイプの学校賠償責任保険の補償内容に加え、学校教育活動の遂行または侵害行為に起因して、被保険者に対してなされた損害賠償請求により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します（基本契約）。なお、侵害行為に起因する損害賠償請求には、次の請求を含みます。また、損害賠償責任には、次の請求により負担する支払責任を含みます。

- ・地位確認等の請求
- ・賃金等の支払請求

保険金をお支払いするのは、被保険者に対する損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限りです。

また、学校賠償責任保険フルカバーにセットされる下記特約により、被保険者が負担する下記費用を補償します。

<学校賠償責任保険フルカバーに付帯される特約部分の補償>

●事故対応費用担保特約

・訴訟対応費用

この保険の対象となる事故に起因して被保険者に対する損害賠償請求訴訟が日本国内に提起された場合に、被保険者が支出した応酬のそのために必要となる事故原因の調査費用や意見書作成費用または相手方や裁判所に提出する文書作成費用等の社会通念上妥当と認められる費用

・初期対応費用

この保険の対象となりうる事故が発生した場合に、被保険者が事故対応のために負担する事故原因調査費用、身体の障害（侵害行為、いじめ、体罰により発生したものに限りです。）を被った被害者への見舞金・見舞品購入費用、入学試験に関する事務の過誤について被害者への謝罪のために支出する見舞品の購入費用等の社会通念上妥当と認められる費用

・コンサルティング費用

この保険の対象となる事故が侵害行為、いじめまたは体罰により発生した身体の障害である場合に、記名被保険者（学校法人）が、引受保険会社が事前に承認したコンサルティング業者から再発防止対策についての支援、指導または助言を得るために支出した費用（ただし、事故が発生した時からその翌日以降180日が経過するまでの期間に支出した費用に限りです。）

●災害被災者対応費用担保特約^{*1}

学校の施設内にいる学生等または学校施設の来訪者等が、火災、落雷、台風等の所定の災害により、または学校施設外で学校教育活動中の学生等が活動中に発生した急激外来の事故により保険期間中に死亡または後遺障害を被った際、被保険者がその被災者への対応を行うために負担した被災者等に対する見舞金・見舞品購入費用、被災者の親族等が被災者の収容先（病院等）へ赴く交通費、通信費等の社会通念上妥当と認められる費用

●犯罪被害者対応費用担保特約^{*1}

学校の施設内にいる学生等または学校施設の来訪者等が、第三者の犯罪行為（過失犯を除きます。）により保険期間中に身体の障害を被り、または不当な身体の拘束を受けた際、被保険者がその被害者への対応を行うために負担した被害者等に対する見舞金・見舞品購入費用、被災者の親族等が被災者の収容先（病院等）へ赴く交通費、通信費等の社会通念上妥当と認められる費用（警察署への被害届が必要になります。）

^{*1} 災害被災者対応費用担保特約・犯罪被害者対応費用担保特約については、被保険者がその事故について法律上の賠償責任を負う場合はお支払いの対象外となります。

	賠償リスクの種類	事例	学校賠償責任保険フルカバー
施設賠償責任保険	対人事故	他人の身体の障害	○
	対物事故	他人の財物の損壊	○
	受託物に関する事故	預かりものの損壊等	○
学校教育活動賠償責任保険	対人・対物事故以外	人格権侵害	○ ^{*2}
		事務ミス	○
		いじめ・体罰	○
		ハラスメント	○
		雇用関連リスク	○
		知的財産権侵害	○

^{*2} 情報の漏えいまたはそのおそれによるものは免責（情報漏えい保険・サイバーリスク保険で補償）

3. 補償金額と保険料、保険期間

(1) 補償金額

補償項目		支払限度額		免責金額	
施設賠償責任保険	対人賠償	1名につき 1事故につき	5,000万円 5億円	1事故につき	1万円
	対物賠償	1事故につき	500万円		
	受託物賠償	1事故につき	1,000万円	0円（なし）	
学校教育活動賠償責任保険	基本補償	1請求・保険期間中	5,000万円	1請求あたり	10万円
	事故対応費用	1事故あたり	300万円*1	1事故あたり	10万円
	追加被保険者補償*2	1請求・保険期間中	5,000万円	1請求あたり	10万円
	災害被災者対応費用	1事故・保険期間中	1,000万円*3	1事故あたり	見舞金・見舞品購入費用以外：10万円 見舞金・見舞品購入費用：なし
	犯罪被害者対応費用	1事故・保険期間中	1,000万円*4		

*1 初期対応費用のうち、身体の障害（侵害行為、いじめ、体罰により発生したものに限ります。）を被った被害者への見舞金・見舞品購入費用は被害者1名につき10万円、入学試験に関する事務の過誤について被害者への謝罪のために支出する見舞品購入費用は被害者1名につき3万円が限度となります（1事故あたりの支払限度額の内枠。）。

*2 追加被保険者補償における支払限度額は、教職員である被保険者1名あたりについて適用され、かつ基本補償の支払限度額の内枠で適用されます。

*3 被災者またはその親族に対して支払う見舞金・見舞品購入費用については、身体障害の程度等によって被災者1名あたりの支払限度額が設定されます（1事故・保険期間中の支払限度額の内枠）。※詳細は、取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。

*4 被害者またはその親族に対して支払う見舞金・見舞品購入費用については、身体障害の程度等によって被害者1名あたりの支払限度額が設定されます（1事故・保険期間中の支払限度額の内枠）。※詳細は、取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。

※この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合】

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合】

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

(2) 保険料

保険補償開始時	保険料（生徒1名につき）	保険終期
4月1日 ～ 4月30日	823円	2024年 3月31日
5月1日 ～ 5月31日	819円	
6月1日 ～ 6月30日	816円	
7月1日 ～ 7月31日	812円	
8月1日 ～ 8月31日	809円	
9月1日 ～ 9月30日	806円	
10月1日 ～ 10月31日	802円	
11月1日 ～ 11月30日	799円	
12月1日以降～2024年3月31日	795円	

保険料算出方法

生徒1人あたりの保険料×学生生徒数で計算してください。なお、**2022年度の学校基本調査**での学生生徒数が基準となります。

※ご申告いただいた学生生徒数が実際の「学校基本調査」で回答している学生生徒数に不足していた場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。

※保険期間中に脱退しても、保険料の返戻は行われません。

加入例 昨年（2022年）度5月1日付学校基本調査学生生徒数が300人の専修学校が4月に加入した場合の保険料
Ⅵ 学校賠償責任保険フルカバー 1名につき **823円 × 300人 = 246,900円**

(3) 保険期間

2023年4月1日午前0時～2024年3月31日午後12時まで

●保険始期日以降にお手続き頂いた場合の補償開始日は、学校が所定の保険料をとりまとめて、**一般財団法人職業教育・キャリア教育財団へ加入手続きおよび振込み手続きを行ない、振込日の翌日午前0時から**となります。

※**4月1日から補償を希望される場合は、3月31日までにお手続きをお願いします。**

※遡っての補償開始は承れませんのでご注意ください。

加入手続き方法や補償開始月（中途加入含む）は、P4をご覧ください

GO!

用語の定義

被保険者	この保険契約において補償を受けることができる方をいいます。
学校教育活動	教育基本法に規定する教育の目的および学校の種類に応じた学校教育法に定める目的に沿って、日本国内において行う教育活動（校外活動、部活動、学生等に対する進路指導、入学者の選考に関する事務および学生等の学籍管理に関する事務を含みます。）のうち、保険証券記載の学校にかかるものをいいます。ただし、侵害行為に該当するものを除きます。
侵害行為	次の行為をいいます。 ア．労働者の募集、採用、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職、解雇、賃金、労働時間その他の労働条件について差別的または不利益な取扱いを行うこと。 イ．性的な言動に対する労働者もしくは学生等の対応によりその労働者もしくは学生等に不利益を与えること、またはその性的な言動により就業環境もしくは学習環境を害すること。 ウ．職場または教育の場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上または学校教育活動上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境または学生等の学習環境を害すること。 エ．労働者に対する次の事由に関する言動により、その労働者の就業環境を害すること。 （ア）労働者の妊娠または出産 （イ）産前・産後休業等の制度または措置の利用 （ウ）育児休業、介護休業等の子の養育または家族の介護に関する制度または措置の利用
役員	記名被保険者（学校法人）の理事、監事その他法人の業務を執行する機関をいいます。
教職員	次の者をいいます（ただし、役員を除きます。）。 ア．学校教育法等の法令に規定する校長、教員その他学校教育活動に従事する者 イ．記名被保険者（学校法人）の使用人
労働者	保険証券記載の学校において、記名被保険者（学校法人）のために学校教育活動に従事する者をいい、役員を含みます。
地位確認等の請求	次の確認、取消しまたは保全を求める請求をいいます。 ア．解雇、配置転換命令等の無効の確認または取消し イ．雇用契約上の地位の確認または保全
賃金等の支払請求	賃金または退職手当の支払いを求める請求をいいます。
不当解雇判決等	雇用契約の終了が無効である旨を判決または審判により認定されたことをいい、裁判所への訴えの提起もしくは仮処分申立てまたは審判手続の申立てが行われたうえで、雇用契約の終了の取扱いに起因する損害賠償責任を負担することが確定した場合を含みます。
労働者等	次の者をいいます。 ア．労働者 イ．労働者となるための申込みを行った者（記名被保険者（学校法人）が試験、面接、試用その他類似の採用行為を実施した者を含みます。）
学生等	学校教育法に規定する学生、生徒、児童および幼児をいいます。
いじめ	自分より弱い者に対して一方的に、身体的または心理的な攻撃を継続的に加える行為をいい、相手が深刻な苦痛を感じているものをいいます。
体罰	役員または教職員が学生等に、教育目的で直接的または間接的に行う懲戒行為のうち、学生等に肉体的苦痛を与えるものをいいます。

情報漏えい保険／サイバーリスク保険

サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）／サイバーリスク保険

今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容等の主な改定点はP39のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

※情報漏えい保険は、サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）のペットネームです。

1. 加入対象校

この保険に加入いただけるのは、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員の専修学校または、各種学校に限ります。この保険の被保険者（保険の補償を受けることが出来る方）は、①記名被保険者（加入校）、②記名被保険者（加入校）の役員または使用人（①の業務に関する場合に限り。）となります。

2. 補償内容

保険金をお支払いする場合、お支払いしない主な場合については、後記補償のあましP28～31をご確認ください。また、このガイドブックで使用する用語の定義については、P21をご確認ください。

情報漏えい保険

次の2つの補償により、情報漏えいリスクを補償します。

(1) 損害賠償責任に関する補償

（情報通信技術特別約款（情報漏えい限定担保用））

情報の漏えいまたはそのおそれに起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。（※1）（※2）

- （※1）保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限り。
- （※2）日本国外で発生した情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害も補償の対象となります。日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。

(2) サイバーセキュリティ事故対応費用

（サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項）

① 訴訟対応費用以外の費用

事故対応期間内に生じた以下の費用（その額および使途が社会通念上、妥当と認められるものに限り。）を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故を保険期間中に発見した場合に限り。

- a. サイバー攻撃対応費用 b. 原因・被害範囲調査費用
- c. 相談費用 d. データ等復旧費用
- e. その他の事故対応費用 f. 再発防止費用

※各費用の詳細については、P29をご参照ください。

<セキュリティ事故とは>

情報の漏えいまたはそのおそれや、それを引き起こすおそれのあるサイバー攻撃をいいます。ただし、上記a. サイバー攻撃対応費用についてのみ、サイバー攻撃のおそれを含みます。

<風評被害事故とは>

セキュリティ事故に関する他人のインターネット上での投稿・書込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれをいいます。すべての風評被害を指すわけではないので、ご注意ください。

② 訴訟対応費用

この保険の対象となる事由に起因して提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟について、被保険者が訴訟対応費用（その額および使途が社会通念上、妥当と認められるものに限り。）を支出したことによって被る損害を補償します。保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限り。

●情報漏えい保険の特長

情報漏えい（そのおそれを含む）事故による調査・見舞い費用や賠償等を補償します！！

職員が不正行為によって学生名簿・教職員名簿を無断で持ち出し、名簿業者に売却した。

パソコンがウィルス感染し、保存していた教職員のマイナンバー等の個人情報流出した。

学生名簿・成績一覧が盗難にあった。



サイバーリスク保険

次の2つの補償により、学校を取り巻くサイバーリスクを包括的に補償します。

(1) 損害賠償責任に関する補償

（情報通信技術特別約款（IT業務不担保特約条項セット付帯））

次の事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。（※1）（※2）

- ① コンピュータシステムの所有、使用、管理等のITユーザー行為に起因して発生した次のいずれかの事由（②③を除きます。）
 - a. 他人の事業の休止または阻害
 - b. 磁気的または光学的に記録した他人のデータまたはプログラムの滅失または破損（有体物の損壊を伴わずに発生したものに限り。）
 - c. その他の不測の事由による他人の損失の発生
 - ② 情報の漏えいまたはそのおそれ
 - ③ 人格権・著作権等の侵害（②を除きます。）
- （※1）保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限り。
- （※2）日本国外で発生した上記の事由について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害も補償の対象となります。日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。

(2) サイバーセキュリティ事故対応費用

（サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項）

① 訴訟対応費用以外の費用

事故対応期間内に生じた以下の費用（その額および使途が社会通念上、妥当と認められるものに限り。）を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故を保険期間中に発見した場合に限り。

- a. サイバー攻撃対応費用 b. 原因・被害範囲調査費用
- c. 相談費用 d. データ等復旧費用
- e. その他の事故対応費用 f. 再発防止費用

※各費用の詳細については、P31をご参照ください。

<セキュリティ事故とは>

上記（1）損害賠償責任に関する補償の①～③の事由や、記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃（①～③の事由を引き起こすおそれがないものについては、その事実が公表等の措置により客観的に明らかになった場合に限り。）をいいます。ただし、上記a. サイバー攻撃対応費用についてのみ、サイバー攻撃のおそれを含みます。

<風評被害事故とは>

セキュリティ事故に関する他人のインターネット上での投稿・書込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれをいいます。すべての風評被害を指すわけではないので、ご注意ください。

② 訴訟対応費用

この保険の対象となる事由に起因して提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟について、被保険者が訴訟対応費用（その額および使途が社会通念上、妥当と認められるものに限り。）を支出したことによって被る損害を補償します。保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限り。

●サイバーリスク保険の特長

情報漏えいだけでなく、サイバー攻撃を受けたこと等により取引先の事業を阻害したり、人格権を侵害した場合の調査・見舞い費用や賠償等を補償します！！

サイバー攻撃による情報漏えいはなかったが、マルウェアに感染したことに気づかず、取引先に拡散させてしまった。取引先の業務を阻害したとして損害賠償請求された。



共通

情報漏えい保険
サイバーリスク保険

ご加入者様限定総合支援サービス

サイバーリスク保険では、「事前のあんしん」と「事後のあんしん」トータルでご提供いたします。	
▼ 事前（平時）	▼ 事後（有事）
平常時には、事故発生リスク低減のためのサイバーリスクに関する情報・ツールおよび簡易リスク診断サービス等を提供。 東京海上日動によるご提供 情報提供(*1) ツール提供(*1) ベンチマークレポートサービス(*2) (*1)に利用は、Tokio Cyber Portへの無料会員登録が必要です。 (*2)情報漏えい認定プロセスに事前審査が利用いただけます。	事故発生時には、迅速な事態収拾のための支援サービスおよび費用等の補償を提供。 サイバーリスク保険（本保険） 緊急時ホットラインサービス セキュリティコンサルティング ログ診断 脆弱性診断 等 調査・応急対応 広報支援・コールセンター設置 弁護士相談 等
専門事業者によるご提供 (※ご紹介サービス)	

3. 補償金額と保険料、保険期間

(1) 補償金額

ご契約タイプ	縮小 支払割合	情報漏えい保険			サイバーリスク保険		
		支払限度額			支払限度額		
		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	Eタイプ	Fタイプ
(1) 損害賠償責任部分（1請求・保険期間中）	—	1,000万円	3,000万円	10,000万円	3,000万円	5,000万円	10,000万円
(2) サイバーセキュリティ事故対応費用全体(1事故・保険期間中)	—	100万円	300万円	1,000万円	3,000万円	5,000万円	10,000万円
a. サイバー攻撃対応費用（1事故・保険期間中）	(A)						
b. 原因・被害範囲調査費用（1事故・保険期間中）	100%	100万円	300万円	1,000万円	300万円	300万円	500万円
c. 相談費用（1事故・保険期間中）	(B) 90%						
d. データ等復旧費用（1事故・保険期間中）	100%	100万円	300万円	1,000万円	300万円	300万円	300万円
e. その他事故対応費用	100%	—	—	—	—	—	—
カ. 個人情報漏えい見舞費用（被害者1名につき）	100%	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
キ. 法人見舞費用（被害法人1社につき）	100%	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円
カ. キ. 以外の費用	100%	—	—	—	—	—	—
f. 再発防止費用（1事故・保険期間中）	90%	100万円	300万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
訴訟対応費用（1請求・保険期間中）	100%	100万円	300万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
(1) (2) 合算（保険期間中）	—	1,000万円	3,000万円	10,000万円	3,000万円	5,000万円	10,000万円
免責金額	—	1事故・1請求につき 各20万円			賠償責任部分・費用特約部分ともに免責 なし		

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合】

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合】

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

(2) 保険料

学校単位でのご加入となります。

学生生徒数は、**2022年度文部科学省が実施した「学校基本調査」**で回答している学生生徒数とします。

学生生徒数	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	Eタイプ	Fタイプ
～350名	30,000円	50,000円	100,000円	288,590円	355,170円	436,350円
351名～500名				322,850円	398,250円	494,160円
501名～1,000名				412,140円	508,410円	630,960円
1,001名～						

※保険料が記載されていないゾーン（□部分）の保険料については、株式会社第一成和事務所までお問い合わせください。

※ご申告いただいた学生生徒数が実際の「学校基本調査」で回答している学生生徒数に不足していた場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。

(3) 保険期間

2023年4月1日午前0時～2024年3月31日午後12時まで

●保険始期日以降にお手続き頂いた場合の補償開始日は、学校が所定の保険料をとりまとめて、**一般財団法人職業教育・キャリア教育財団へ加入手続きおよび振込み手続きを行い、振込日の翌日午前0時からとなります。**

※4月1日から補償を希望される場合は、3月31日までにお手続きをお願いいたします。

加入手続き方法や補償開始月（中途加入含む）は、P4をご覧ください

GO!

用語の定義

コンピュータシステム	情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、通信用回線、端末装置等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁氣的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含みます。
サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為（正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。）をいい、次の行為を含みます。 ア．コンピュータシステムへの不正アクセス イ．コンピュータシステムの機能の停止、障害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ．マルウェア等の不正なプログラムもしくはソフトウェアの送付またはインストール（他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。） エ．コンピュータシステムで管理される磁氣的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為
事故対応期間	被保険者が最初にセキュリティ事故・風評被害事故（定義については、P19の＜セキュリティ事故とは＞＜風評被害事故とは＞をご確認ください。）を発見した時から、その翌日以降1年が経過するまでの期間をいいます。
情報の漏えい	個人情報、法人情報または、個人情報・法人情報以外の公表されていない情報の漏えいをいいます。
漏えい	次の事象をいいます。ただし、保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が意図的に情報を第三者に知らせる行為を除きます。 ア．個人情報が被害者以外の第三者に知られたこと（知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。） イ．法人情報が被害法人以外の第三者に知られたこと ウ．個人情報・法人情報以外の公表されていない情報が、第三者（その情報によって識別される者がいる場合は、その者を除きます。）に知られたこと。
ITユーザ行為	記名被保険者の業務における次の行為をいいます。 ア．コンピュータシステム（他人に使用させる目的のものを除きます。）の所有、使用または管理 イ．アのコンピュータシステムにおけるプログラムまたはデータ（他人のために製造・販売したものを除きます。）の提供（記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムで直接処理を行った記録媒体によって提供された場合を含みます。） ウ．記名被保険者の広告もしくは宣伝またはその商品・サービスの販売もしくは利用促進を目的として、他人に提供するコンピュータシステムの所有、使用または管理。ただし、そのコンピュータシステムの全部または一部に対して、記名被保険者が対価または報酬を得る場合を除きます。
人格権・著作権等の侵害	記名被保険者がコンピュータシステムにおいて提供するデータベース・ソフトウェア等による、文書・音声・図画等の表示または配信によって生じた他人の著作権、意匠権、商標権、人格権またはドメイン名の侵害をいいます。

補償のあらまし

■ 学生・生徒災害傷害保険

補償項目		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
傷 害	死亡保険金	被保険者がP8 2.1学生・生徒の傷害事故補償に記載されている間に生じた急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）	死亡・後遺障害保険金額の100％（P8 2.1学生・生徒の傷害事故補償1～3以外で学校施設内にいる間および4～6の場合は、死亡・後遺障害保険金額の50％）をお支払いします。 ※既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。 ※死亡・後遺障害保険金額は昼間部2,000万円、夜間部1,200万円となります。また、死亡保険金受取人の指定のない場合は法定相続人にお支払いします。	下記に掲げるいずれかの事由によって生じた傷害 ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限る。 ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故 ⑤脳疾患、疾病または心臓喪失 ⑥妊娠、出産、早産または流産 ⑦外科的手術その他の医療処置（保険金が支払われる傷害を治療する場合を除きます。） ⑧地震もしくは噴火またはこれらによる津波（注1） ⑨戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ⑩核燃料物質の有害な特性等またはこれらの特性による事故（注2） ⑪自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間（注3） ⑫むちうち症、腰痛等で医学的他覚的所見のないもの ⑬ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ボブスレー、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動中（注3） など
	後遺障害保険金	被保険者がP8 2.1学生・生徒の傷害事故補償に記載されている間に生じた急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の6％～150％をお支払いします。 ※保険期間（保険の契約期間）を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額の150％が限度となります。	
	入院保険金	被保険者がP8 2.1学生・生徒の傷害事故補償に記載されている間に生じた急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合	入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては入院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日が限度となります。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金	被保険者がP8 2.1学生・生徒の傷害事故補償に記載されている間に生じた急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術＊1または先進医療＊2に該当する所定の手術を受けた場合	入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内の期間に受けた手術に限り、また、1事故に基づくケガについて、1回の手術に限り＊3。	（注1）ただし、学生生徒が、これらの自然事象の観測活動に従事している間については、補償の対象となります。 （注2）ただし、学生生徒が、核燃料物質、それによって汚染された物またはこれらを使用する装置を用いて行う研究・実験活動に従事している間については、補償の対象となります。 （注3）学生生徒が正課中、学校行事参加中および学校施設内における放課後以外の休憩時間中については補償対象となります。
	通院保険金	被保険者がP8 2.1学生・生徒の傷害事故補償に記載されている間に生じた急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、通院（往診を含みます。）された場合	通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日が限度となります。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、所定の部位の骨折等によりギプス等＊4を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。	
感染予防費用補償特約		接触感染（病院または診療所等の臨床実習が行われる施設内において、被保険者が直接間接を問わず、感染症＊5の病原体に予期せず接触すること）もしくは院内感染（臨床実習を行った施設内で、感染症＊5の病原体を保有する患者等が発見され、かつその感染症が院内で蔓延した場合に、被保険者が臨床実習を目的としてその施設内に滞在し、かつ感染症の病原体に感染したこと。）をし、かつ、事故の日からその日を含めて1年以内にその接触感染および院内感染に対する感染症予防措置を受けた場合	保険期間を通じ、1事故につき30万円を限度に負担した費用の実費をお支払します。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	①上記傷害の保険金をお支払いしない主な場合の①～③の事由によって生じた費用 ②感染症の治療費 など
	施設賠償責任保険	被保険者が日本国内において参加する正課・実習・学校行事・課外活動その他学校管理下における活動（※1）（※2）の遂行に起因して、保険期間中に他人の身体または生命を害したことまたは他人の財物を損壊（滅失、破損または汚損）したことに伴って、被保険者が第三者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被る場合 （※1）看護科、准看護科、助産師科、保健婦科、歯科衛生士科、歯科技工士科、臨床検査科、臨床工学科、診療放射線科、理学療法科、作業療法科、言語聴覚療法科、薬学科、柔道整復科、あん摩マッサージ指圧科、はり科、きゅうりく、視能訓練士科、東洋医療科、介護福祉学科等の医療関連学科に関する実習は含みません。 （※2）傷害保険に通学中等傷害危険担保特約が付帯されている場合は、被保険者がその住居と活動が実施される施設の間（複数の場合はそれらの施設の間も含みます。）を合理的な経路・方法（学校が禁止した経路・方法を除きます。）で移動する間も含みます。ただし、一部の行為を除き、合理的な経路を逸脱・中断したとき以降は対象となりませんのでご注意ください。	（1）次のような損害賠償金や諸費用をお支払いします。 ①被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。 ②引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の訴訟費用 ③他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用 ④他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用 ⑤引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たする場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用 （2）保険金のお支払方法 ・上記①の法律上の損害賠償金については、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 ・上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の訴訟費用について、①法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①法律上の損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。	①保険契約者、被保険者の故意 ②戦争、変乱、暴動、騒ぎよう、労働争議 ③地震、噴火、洪水、津波または高潮 ④他人との特別の約定によって加重された賠償責任 ⑤排水、排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任 ⑥核燃料物質や放射性同位元素またはこれらに汚染された物の有害な特性等に起因する損害 ⑦汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出に起因する損害および汚染浄化費用。ただし、賠償責任について、排出等が不測かつ突発的かつ急激で所定の期間内に発見・通知された場合は除きます。 ⑧石綿または石綿を含む製品の発がん性などの有害な特性に起因する損害 ⑨医療行為（法令により医師等の有資格者以外の者が行うことを許されている場合を除きます）、薬品の調剤・投与・販売・供給、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅうりく、柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為を、被保険者が行ったことに起因する損害（医療関連実習中のこれらの事故については、別途医療分野学生生徒賠償責任保険にご加入いただく必要があります。） ⑩日本国外で発生した事故または日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟 ⑪航空機、昇降機、自動車、原動機付自転車または施設外にある船・車両（自転車等原動力がもっぱら人力によるものを除きます）。動物の所有、使用または管理に起因する損害 ⑫被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物に対し、正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 ⑬被保険者と同居する親族に対する賠償責任 ⑭被保険者の占有を離れた商品・飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する損害 ⑮活動後に、活動の結果に起因して発生した事故に起因する損害 ⑯サイバー攻撃 など

※学生・生徒災害傷害保険の傷害保険に通学中等傷害危険担保特約が付帯されている場合は、被保険者がその住居と活動が実施される施設（複数の場合はそれらの施設の間も含みます。）を合理的な経路・方法（学校が禁止した経路・方法を除きます。）で移動する間に生じた傷害事故に対して、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金をお支払いします。ただし、一部の行為を除き、合理的な経路を逸脱・中断したとき以降は対象となりませんのでご注意ください。

※傷害におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。また、日射または熱射による身体の障害を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外傷性いずれかまたははすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

※1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

※2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。

※3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。

※4 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。

※5 感染症とは、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第1項の感染症をいいます。

■ 留学生補償保険：総合生活保険（こども総合補償）補償の概要等

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ＊１をした場合に保険金をお支払いします。

- ＊１ ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒＊２を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。
- ＊２ 「細菌性食中毒等補償特約」が自動セットされます。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【基本タイプ・拡充タイプ共通】

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に 死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※１事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・ 地震・噴火 またはこれらによる 津波 によって生じたケガ ・保険の対象となる方の 故意 または 重大な過失 によって生じたケガ ・保険金の受取人の 故意 または 重大な過失 によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・ 無免許運転や酒気帯び運転 をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に 後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※１事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
救済者費用等補償特約＋救済者費用等補償特約の一部変更に関する特約		国内外において以下のような事由により、 保険の対象となる方またはその親族等が搜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合 ■保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合 ■急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急の搜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合 ■保険の対象となる方の居住に使用する住宅外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して3日以上入院した場合 等 ▶１事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	・ご契約者または保険の対象となる方等の 故意 または 重大な過失 によって生じた損害 ・保険金の受取人の 故意 または 重大な過失 によって生じた損害（その方が受け取るべき金額部分） ・ 地震・噴火 またはこれらによる 津波 によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害 ・ 無免許運転や酒気帯び運転 をしている場合に生じた事故によって生じた損害 ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害 ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じた損害 ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害 等
個人賠償責任補償特約（個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約）		国内外において 以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ■保険の対象となる方ご本人が日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物（情報機器等に記録された情報を含みます。）を壊した場合 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■保険の対象となる方ご本人が電車等＊１を運行不能にさせた場合 ■保険の対象となる方ご本人が国内で受託した財物（受託品）＊２を壊したり盗まれた場合 ▶１事故について保険金額＊３を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ＊１ 自動車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 ＊２ 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品 等 ＊３ 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります。	・ご契約者または保険の対象となる方等の 故意 によって生じた損害 ・ 地震・噴火 またはこれらによる 津波 によって生じた損害 ・職務（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任＊１）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物＊２の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両＊３または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■受託品の電気的事故または機械的事故 ■受託品の置き忘れまたは紛失＊４ ■詐欺または横領 ■風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 等 ＊１ 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導＊５中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 ＊２ 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。 ＊３ 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。 ＊４ 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 ＊５ ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

【拡充タイプ】

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
医療費用補償特約＋待機期間の不設定に関する特約（医療費用補償用）＋ 入院諸費用保険金に係る免責金額方式への変更に関する特約（医療費用補償用）	治療費用保険金	保険の対象となる方が病気やケガによって保険期間中に国内で入院または通院した場合 ▶ 保険の対象となる方が負担した一部負担金＊１をお支払いします。ただし、同一の病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）による入院＊２または通院＊３について、入院または通院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までの入院または通院により負担した額に限りします。 ※医師の処方箋に基づき、薬局（いわゆる院外薬局）で支払った薬代についてもお支払いの対象となります。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※次のいずれかの給付等がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した額から差し引くものとしします。 ■ 公的医療保険制度を定める法令により支払われるべき高額療養費 ■ 公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った保険の対象となる方に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付（いわゆる「附加給付」＊４） ■ 保険の対象となる方が負担した一部負担金について第三者により支払われた損害賠償金 ■ 保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われたその他の給付（他の保険契約または共済契約により支払われた治療費用保険金に相当する保険金を除きます。） ＊１ 公的医療保険制度における一部負担金、一部負担金に相当する費用、入院時の食事療養または生活療養に要した費用のうち食事療養標準負担額または生活療養標準負担額をいいます。 ＊２ 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。 ＊３ 通院日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再度通院した場合は、後の通院は前の通院と異なるものとみなします。 ＊４ 附加給付とは健康保険組合、各種共済組合等がその規約等で定めるところにより、一部負担金を支払った者に対し、その額の範囲内で支給する上乗せ給付をいいます。	・ 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・ 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・ 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院（その方が受け取るべき金額部分） ・ 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・ 無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる入院または通院 ・ 保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた入院または通院 ・ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・ 先天性疾患による入院または通院 ・ 妊娠または出産による入院または通院 ・ 痔核（じかく）、裂肛（れっこう）または痔瘻（じろう）による入院または通院 ・ ビッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院 ・ 自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院 ・ 歯科疾病の治療のための通院 ・ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる入院または通院 ・ この契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる入院または通院＊１ 等 ＊１ 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。）を経過した後に開始した入院または通院については、保険金のお支払いの対象とします。
	医療費用補償特約＋待機期間の不設定に関する特約（医療費用補償用）＋入院諸費用保険金に係る免責金額方式への変更に関する特約（医療費用補償用）	保険の対象となる方が病気やケガによって保険期間中に国内で入院を開始し、以下の費用を負担した場合 ■ 病院または診療所の承認を得て使用されたベッドまたは病室の使用料 ■ 保険の対象となる方が約款に定める所定の状態となり、かつ医師等が必要と認めた期間において親族が付添をした場合の親族付添費＊１、交通費、寝具等の使用料 ■ 保険の対象となる方の家庭において、次のいずれかの期間中に雇い入れたホームヘルパー＊２の雇入費用（ホームヘルパー＊２の紹介料および交通費を含みます。） （ア）医師等が付添を必要と認めた期間 （イ）家事従事者＊３である保険の対象となる方が入院している期間 ■ 療養に必要なかつ有益な諸雑費＊１ ■ 入院、転院、退院のために必要とした交通費 ■ 入院時の療養の給付と併せて受けた食事療養に必要な費用および生活療養における食事の提供である療養に必要な費用（標準負担額を除きます。） ▶ 負担した費用の合計額から免責金額（自己負担額：5,000円）を差し引いた額をお支払いします。ただし、同一の病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）による入院＊４について、支払限度額（支払限度基礎日額に入院日数＊５を乗じた額）を限度とします。また、同一の病気やケガによる入院＊４について、入院を開始した日からその日を含めて支払限度日数を経過した日の属する月の末日までの入院により負担した費用に限りします。 ※ 上記の費用は、保険の対象となる方が公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用した場合に限りします。この場合において、「療養の給付」等の支払対象となる費用または労働者災害補償制度の下で給付対象となる費用があるときは、その費用を除きます。なお、公的医療保険制度における「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に必要とする費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「入院時生活療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。 ※ 次のいずれかの給付等がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した費用の額から差し引くものとしします。 ・ 保険の対象となる方が負担した上記の費用について第三者により支払われた損害賠償金 ・ 保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われたその他の給付（他の保険契約または共済契約により支払われた入院諸費用保険金に相当する保険金を除きます。） ※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ＊１ 親族付添費については1日につき4,200円、諸雑費については1日につき1,100円とします（2022年10月時点）。 ＊２ 炊事、掃除、洗濯等の世話をを行うことを職業とする者をいいます。 ＊３ 保険の対象となる方の家庭において炊事、掃除、洗濯等の家事を行う親族の中で主たる者をいいます。 ＊４ 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。 ＊５ 入院を開始した日から、その日を含めて支払限度日数を経過した日までの期間中の実入院日数をいいます。	（「医療費用補償特約」治療費用保険金と同じ）

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
入院諸費用保険金に係る免責金額方式への変更に関する特約（医療費用補償用）＋	医療費用補償特約＋待機期間の不設定に関する特約（医療費用補償用）＋	保険の対象となる方が病気やケガによって保険期間中に国内で入院または通院を開始し、以下の費用を負担した場合 ■先進医療に必要とする費用＊１ ■先進医療を受けるために必要とした入院・通院・転院・退院のための交通費 ▶負担した費用の合計額をお支払いします。ただし、同一の病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）による入院＊２または通院＊３について、支払限度額（入院諸費用保険金の支払限度基礎日額の２００倍）を限度とします。また、同一の病気やケガによる入院＊２または通院＊３について、入院または通院を開始した日からその日を含めて支払限度日数を経過した日の属する月の末日までの入院または通院により負担した額に限りします。 ※「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りします。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 ※次のいずれかの給付等がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した費用の額から差し引くものとします。 ・保険の対象となる方が負担した上記の費用について第三者により支払われた損害賠償金 ・保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われたその他の給付（他の保険契約または共済契約により支払われた先進医療費用保険金に相当する保険金を除きます。） ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ＊１ 先進医療費用のうち保険外併用療養費（保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。）を除きます。 ＊２ 退院後、その日を含めて１８０日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。 ＊３ 通院日からその日を含めて１８０日を経過した日の翌日以降に再度通院した場合は、後の通院は前の通院と異なるものとみなします。	（「医療費用補償特約」治療費用保険金と同じ）

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
借家人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約	借家人賠償責任補償特約＋	国内における保険の対象となる方ご本人の借戸室＊１での事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合 ▶１事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※示談交渉は東京海上日動では行いません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ＊１ 転居した場合は転居先の借戸室をいいます。	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・心神喪失によって生じた損害 ・借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害 ・借戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 等

■ インターンシップ活動賠償責任保険

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
施設賠償責任保険	日本国内において行うインターンシップ活動（注）の遂行に起因して保険期間中に他人の身体または生命を害したことまたは他人の財物を損壊（滅失、破損または汚損）したことにより、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。	①被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。また、受託者賠償責任保険においては、受託物の時価額が限度となります。	①保険契約者、被保険者の故意 ②戦争、変乱、暴動、騒ぎよう、労働争議 ③地震、噴火、洪水、津波または高潮 ④他人との特別の約定によって加重された賠償責任 ⑤排水、排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任 ⑥核燃料物質や放射性同位元素またはこれらに汚染されたものの有害な特性等に起因する損害 ⑦日本国外で発生した事故または日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟 ⑧医療行為（法令により医師等の有資格者以外の者が行うことを許されている場合を除きます）、薬品の調剤・投与・販売・供給、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為を、被保険者が行ったことに起因する損害 ⑨サイバー攻撃等
生産物賠償責任保険	日本国内において行うインターンシップ活動（注）によって販売・提供した飲食物、または、インターンシップ活動の結果に起因して、保険期間中に他人の身体または生命を害したことまたは他人の財物を損壊（滅失、破損または汚損）したことにより、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。	②引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用 ③他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用 ④他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用	
受託者賠償責任保険	日本国内において行うインターンシップ活動（注）中に被保険者が使用・管理する他人の財物（以下「受託物」といいます。）を損壊、紛失し、または盗取・詐取されたことにより、受託物に対して正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、受託物の損壊・紛失・盗取・詐取が保険期間中に発生した場合に限ります。	⑤引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用 《保険金のお支払方法》 上記①の法律上の損害賠償金については、その額から免責金額を差し引いた額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用については、①法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①法律上の損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。	【施設賠償責任保険】 ①航空機、昇降機、自動車、原動機付自転車または施設外にある船・車両（自転車等原動力がもっぱら人力によるものを除きます。）・動物の所有、使用または管理に起因する損害 ②汚染物質の排出・流出・いつ出・漏出に起因する損害および汚染浄化費用。ただし賠償責任について、排出等が不測かつ突発的かつ急激で所定の期間内に発見・通知された場合は除きます。 ③石綿または石綿を含む製品の発がん性などの有害な特性に起因する損害等 【生産物賠償責任保険】 ①故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売、提供した生産物に起因する損害 ②生産物自体の損壊またはその使用不能についての賠償責任 ③汚染物質の排出・流出・いつ出・漏出に起因する損害および汚染浄化費用。ただし賠償責任について、排出等が不測かつ突発的かつ急激で所定の期間内に発見・通知された場合は除きます。 ④石綿または石綿を含む製品の発がん性などの有害な特性に起因する損害等 【受託者賠償責任保険】 ①自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊 ②受託物が寄託者に引き渡された後に発見された事故 ③受託物である自動車または原動機付自転車の運行に起因する、その自動車・原動機付自転車の損壊・紛失・盗取・詐取について負担する賠償責任 ④受託物の使用不能に起因する損害等

（注）補償対象となるインターンシップ活動については、詳しくはP12をご覧ください。

■ 医療分野学生生徒賠償責任保険

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
施設賠償責任保険	医療関連学科の正課・学校行事として日本国内で行う医療関連実習に起因して、保険期間中に他人の身体または生命を害したこと、または、他人の財物を損壊（滅失、破損または汚損）したことにより被保険者が法律上の賠償責任を負った場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。	①被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。また、受託者賠償責任保険においては、受託物の時価額が限度となります。	①保険契約者、被保険者の故意 ②戦争、変乱、暴動、騒ぎよう、労働争議 ③地震、噴火、洪水、津波または高潮 ④他人との特別の約定によって加重された賠償責任 ⑤排水、排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任 ⑥核燃料物質や放射性同位元素またはこれらに汚染されたものの有害な特性等に起因する損害 ⑦日本国外で発生した事故または日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟 ⑧サイバー攻撃等
受託者賠償責任保険	医療関連学科の正課・学校行事として日本国内で行う医療関連実習中に被保険者が使用・管理する他人の財物（以下「受託物」といいます。）を損壊・紛失し、または盗取・詐取されたことにより、受託物に対して正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、受託物の損壊・紛失・盗取・詐取が保険期間中に発生した場合に限ります。	②引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用 ③他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用 ④他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用 ⑤引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用 《保険金のお支払方法》 上記①の法律上の損害賠償金については、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用については、①法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①法律上の損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。	【施設賠償責任保険】 ①航空機、昇降機、自動車、原動機付自転車または施設外にある船・車両（自転車等原動力がもっぱら人力によるものを除きます。）・動物の所有、使用または管理に起因する損害 ②汚染物質の排出・流出・いつ出・漏出に起因する損害および汚染浄化費用。ただし賠償責任について、排出等が不測かつ突発的かつ急激で所定の期間内に発見・通知された場合は除きます。 ③石綿または石綿を含む製品の発がん性などの有害な特性に起因する損害 ④医療関連実習後にその実習の結果に起因して発生した事故等 【受託者賠償責任保険】 ①自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊 ②受託物が寄託者に引き渡された後に発見された事故 ③受託物の使用不能に起因する損害等

■ 学校賠償責任保険、学校賠償責任保険フルカバー

	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合						
施設賠償責任保険	記名被保険者が教育活動のために日本国内において所有・使用・管理する施設や、学校が主体となって日本国内で行う活動（注1）に起因して他人の身体または生命を害したこと、または他人の財物を損壊（滅失、破損もしくは汚損）したこと（注2）により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、保険期間中に日本国内において発生した事故に限ります。 （注1）「活動」とは、次の①～③をいい、教職員（学校の卒業生であって、その学校の運動部の監督またはコーチ等を無償で務めている者を含みます。）の引率によるものを含みます。また、活動場所が複数の施設にまたがる場合、施設間を学生・生徒が合理的な経路・方法（学校が禁止した経路・方法を除きます。）により移動する間を含みます。ただし、一部の行為を除き、合理的な経路・方法を逸脱・中断したとき以降は対象となりませんので、ご注意ください。 ①教育課程に基づき行う教育活動 ②学校の管理下において行われる部活動 ③一時的に施設外で行う教育活動等 （注2）教職員が所有する財物の損壊について学校が法律上の損害賠償責任を負担する場合に限り、被保険者相互間の関係はそれぞれ他人とみなします。	①法律上の損害賠償金：被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。 ②争訟費用：引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用 ③損害防止軽減費用：他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用 ④緊急措置費用：必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用 ⑤協力費用：引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用 《保険金のお支払方法》 上記①の法律上の損害賠償金については、その額から免責金額を差し引いた額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①法律上の損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。	①保険契約者、被保険者の故意（この免責事由は、被保険者ごとに個別に適用されます。） ②戦争、変乱、暴動、騒ぎよう、労働争議 ③地震、噴火、洪水、津波または高潮 ④他人との特別の約定によって加重された賠償責任 ⑤排水、排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任 ⑥核燃料物質や放射性同位元素またはこれらに汚染されたものの有害な特性等に起因する損害 ⑦医療行為（法令により医師等の有資格者以外の者が行うことを許されている場合を除きます）、薬品の調剤・投与・販売・供給、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為を、被保険者またはその他被保険者の業務の補助者が行ったことに起因する損害 ⑧日本国外で発生した事故 ⑨サイバー攻撃 等 【学校賠償責任保険基本タイプ固有】 ①記名被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 ②記名被保険者以外の被保険者が所有、使用または管理する財物（商品または飲食物を除きます）の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対してそれらの被保険者が負担する賠償責任（被保険者ごとに個別に判断します）						
学校教育活動賠償責任保険	●基本補償 学校教育活動の遂行または侵害行為に起因して、被保険者に対してなされた損害賠償請求により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。なお、侵害行為に起因する損害賠償請求には、次の請求を含みます。また、損害賠償責任には、次の請求により「負担する支払い責任を含みます。 ・地位確認などの請求 ・賞金などの支払請求 保険金をお支払いするのは、被保険者に対する損害賠償請求が保険期間中に日本国内においてなされた場合に限りです。 ※事故対応費用担保特約・災害被災者対応費用担保特約・犯罪被害者対応費用担保特約の保険をお支払いする場合には、右記「お支払いする保険金」欄をご参照ください。	●基本補償：上記施設賠償責任保険記載①～⑤と同様 ●事故対応費用 事故（※）について、被保険者が支出する次の費用をお支払いします。 （※）この「事故」とは、学校教育活動賠償責任保険に規定する損害賠償請求の原因となる事象をいいます。 <table><tr><td>訴訟対応費用</td><td>事故に起因して被保険者に対する損害賠償請求訴訟が日本国内において提起された場合に、被保険者が事故対応のために負担した応訴のために必要となる事故原因の調査費用や意見書作成費用または相手方や裁判所に提出する文書作成費用等の社会通念上妥当と認められる訴訟対応費用をお支払いします。</td></tr><tr><td>初期対応費用</td><td>事故が日本国内において発生した場合に、被保険者が負担する事故原因調査費用、身体の障害（侵害行為、いじめ、体罰により発生したものに限ります。）を被った被害者への見舞金・見舞品購入費用、入学試験に関する事務の過誤について被害者への謝罪のために支出する見舞品の購入費用等の社会通念上妥当と認められる初期対応費用をお支払いします。</td></tr><tr><td>コンサルティング費用</td><td>事故が侵害行為、いじめまたは体罰により発生した他人の身体の障害である場合に、記名被保険者（学校法人）が、引受保険会社が事前に承認したコンサルティング業者から再発防止対策についての支援、指導または助言を得るために支出した費用をお支払いします。ただし、事故が発生した時からその翌日以降180日が経過するまでの期間に支出した費用に限りです。</td></tr></table> ●災害被災者対応費用 学校の施設内にいる学生等または学校施設の来訪者等が、学校施設内の建物、工作物等に損害が生じた火災、落雷、台風等の所定の災害により、または学校施設外で学校教育活動中の学生等が活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故により、保険期間中に死亡または後遺障害（後遺障害の定義について詳細は取扱代理店にお問い合わせください。）を被った際、被保険者がその被災者への対応を行うために負担した被災者等に対する見舞金・見舞品購入費用、被災者の親族等が被災者の収容先（病院等）へ赴く交通費、通信費等の社会通念上妥当と認められる費用をお支払いします。（被保険者がその事故について法律上の賠償責任を負う場合はお支払いの対象外です。） ●犯罪被害者対応費用 学校の施設内にいる学生等または学校施設の来訪者、通学途上や学校施設外における学校教育活動中の学生等が、保険期間中に、第三者の犯罪行為（過失犯を除きます。）により、身体または生命を害し、または不当な身体の拘束を受けた際、被保険者がその被害者への対応を行うために負担した被害者等に対する見舞金・見舞品購入費用、被害者の親族等が被害者の収容先（病院等）に赴く交通費、通信費等の社会通念上妥当と認められる費用をお支払いします。（警察署への被害届が必要となります。）（被保険者がその事故について法律上の賠償責任を負う場合はお支払いの対象外です。） 《保険金のお支払方法》 ●基本補償 上記施設賠償責任保険記載と同じ ●事故対応費用・災害被災者対応費用・犯罪被害者対応費用 各対応費用ごとに対応に要した金額から免責金額を差し引いた額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。	訴訟対応費用	事故に起因して被保険者に対する損害賠償請求訴訟が日本国内において提起された場合に、被保険者が事故対応のために負担した応訴のために必要となる事故原因の調査費用や意見書作成費用または相手方や裁判所に提出する文書作成費用等の社会通念上妥当と認められる訴訟対応費用をお支払いします。	初期対応費用	事故が日本国内において発生した場合に、被保険者が負担する事故原因調査費用、身体の障害（侵害行為、いじめ、体罰により発生したものに限ります。）を被った被害者への見舞金・見舞品購入費用、入学試験に関する事務の過誤について被害者への謝罪のために支出する見舞品の購入費用等の社会通念上妥当と認められる初期対応費用をお支払いします。	コンサルティング費用	事故が侵害行為、いじめまたは体罰により発生した他人の身体の障害である場合に、記名被保険者（学校法人）が、引受保険会社が事前に承認したコンサルティング業者から再発防止対策についての支援、指導または助言を得るために支出した費用をお支払いします。ただし、事故が発生した時からその翌日以降180日が経過するまでの期間に支出した費用に限りです。	●基本補償 上記①～⑤および⑧の事由に加え、以下の事由もお支払いしない事由となります。（ただし、②のうち侵害行為については労働争議に起因する損害もお支払いの対象となります。） ①他人の身体の障害または財物の損壊、紛失、盗取もしくは詐欺。ただし、侵害行為による精神的苦痛、いじめ又は体罰により発生した他人の身体の損害を除きます。 ②情報の漏えいまたはそのおそれ ③核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくはこれによって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用 ④日照権または眺望権の侵害 ⑤学校教育活動の履行の追完または再履行 ⑥被保険者が学校教育活動を行う施設もしくは設備または自動車、航空機、船舶もしくは動物の所有、使用または管理 ⑦履行不能または履行遅滞 ⑧学校教育活動の対価（入学金、授業料、教材費等を含みます。）の返還 ⑨研究の結果 ⑩資産運用 ⑪政治的見解、信教、信条または思想に対する措置 ⑫教職員に対する賞金または退職手当の支払または不払による損害。ただし、次の損害については、保険金のお支払い対象となります。 a. 不当解雇判決等により記名被保険者（学校法人）に生じた賞金（雇用契約の終了の取扱いが行われた時からその取扱いに起因する損害賠償責任を負担することが確定した時までの賞金をいい、退職手当を含みません。）の支払による損害 b. 被保険者が基本タイプ・拡充タイプにて補償する②～⑤の費用を負担することによって被る損害 ⑬サイバー攻撃 等 ※特約条項の保険金をお支払いしない主な場合については、取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。
訴訟対応費用	事故に起因して被保険者に対する損害賠償請求訴訟が日本国内において提起された場合に、被保険者が事故対応のために負担した応訴のために必要となる事故原因の調査費用や意見書作成費用または相手方や裁判所に提出する文書作成費用等の社会通念上妥当と認められる訴訟対応費用をお支払いします。								
初期対応費用	事故が日本国内において発生した場合に、被保険者が負担する事故原因調査費用、身体の障害（侵害行為、いじめ、体罰により発生したものに限ります。）を被った被害者への見舞金・見舞品購入費用、入学試験に関する事務の過誤について被害者への謝罪のために支出する見舞品の購入費用等の社会通念上妥当と認められる初期対応費用をお支払いします。								
コンサルティング費用	事故が侵害行為、いじめまたは体罰により発生した他人の身体の障害である場合に、記名被保険者（学校法人）が、引受保険会社が事前に承認したコンサルティング業者から再発防止対策についての支援、指導または助言を得るために支出した費用をお支払いします。ただし、事故が発生した時からその翌日以降180日が経過するまでの期間に支出した費用に限りです。								

■ 情報漏えい保険（サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン））

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
損害賠償請求に関する補償（情報通信技術特別約款（情報漏えい限定担保用））	情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。（＊１）（＊２） （＊１） 保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限ります。 （＊２） 日本国外で発生した情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。	①法律上の損害賠償金：法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。 ②争訟費用：損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談等も含みます。） ③協力費用：引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用 ＜保険金のお支払方法＞ 上記①の法律上の損害賠償金については、その額から免責金額を控除して、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 上記②③の費用については、合計額に対して保険金をお支払いします。 賠償責任保険に関する補償で引受保険会社がお支払いする保険金は、法律上の損害賠償金については、ご加入時に設定した支払限度額（１請求・保険期間中ごとの設定）が限度となります。また、損害賠償金に関する補償でお支払いするすべての保険金（上記①～③）を合算して、ご加入時に設定した支払限度額（保険期間中）が限度となります。	この保険では、次の事由による損害等に対しては、保険金をお支払いできません。 ①戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議 ②保険契約者または被保険者の故意 ③地震、噴火、津波、洪水、高潮 ④被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 ⑤保険期間の開始時より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由 ⑥被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。 ⑦被保険者が、法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。） ⑧他人の身体の障害 ⑨他人の財物の損壊・紛失・盗取・詐取。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐取に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。 ⑩特許権または営業秘密等の知的財産権の侵害。ただし、記名被保険者の業務に従事する者以外の者によって行われたサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれに起因する知的財産権の侵害を除きます。 ⑪記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求 ⑫被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかに関わらず、被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置（被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果についての回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。）のために要する費用（追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。） ⑬被保険者相互間における損害賠償請求 ⑭罰金、科料、過料、課徴金、制裁金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金その他これらに類するもの ⑮保険金の支払いを行うことにより、引受保険会社が制裁、禁止または制限を受けるおそれがある場合 ⑯被保険者が他人に情報を提供または情報の取扱いを委託したことが情報の漏えいにあたる等

保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金		保険金をお支払いしない主な場合	
【訴訟対応費用以外の費用】 事故対応期間内に生じた「お支払いする保険金」記載の費用（その額および使途が社会通念上、妥当と認められるものに限りま。）を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故を保険期間中に発見した場合に限りま。セキュリティ事故とは：情報の漏えいまたはそのおそれ、それを引き起こすおそれのあるサイバー攻撃をいいます。ただし、右記a. サイバー攻撃対応費用についてのみ、サイバー攻撃のおそれを含みます。風評被害事故とは：セキュリティ事故に関する他人のインターネット上の投稿・書き込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれを含みます。すべての風評被害を指すわけではないので、ご注意ください。		【訴訟対応費用以外の費用】 各費用について、損害額に縮小支払割合を乗じた金額を保険金としてお支払いします。ただし、支払限度額が限度となります。免責金額は20万円となります。 ※すべてのサイバーセキュリティ事故対応費用に対する保険金を合算して、下表「費用全体の支払限度額」欄記載の支払限度額が限度となります。 ※この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して損害賠償責任に関する補償の「支払限度額（保険期間中）」が限度となります。		この保険では、次の事由による損害等に対しては、保険金をお支払いできません。 ①戦争、変乱、暴動、騒ぎ、労働争議 ②保険契約者または被保険者の故意 ③地震、噴火、津波、洪水、高潮 ④被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 ⑤保険期間の開始時より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由 ⑥被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。 ⑦被保険者が、法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。） ⑧他人の身体の障害 ⑨他人の財物の損壊・紛失・盗取・詐取。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐取に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。 ⑩特許権または営業秘密等の知的財産権の侵害。ただし、記名被保険者の業務に従事する者以外の者によって行われたサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれに起因する知的財産権の侵害を除きます。 ⑪記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求 ⑫被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかに関わらず、被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置（被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果についての回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。）のために要する費用（追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。） ⑬被保険者相互間における損害賠償請求 ⑭被保険者が放送業または新聞、出版、広告制作等の映像・音楽・文字情報制作業を営む者として行う広告宣伝、放送または出版 ⑮保険金の支払いを行うことにより、引受保険会社が制裁、禁止または制限を受けるおそれがある場合 ⑯被保険者が他人に情報を提供または情報の取扱いを委託したことが情報の漏えいにあたることとなされた損害賠償請求等	
サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償（サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約）	費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額	
				各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
	a. 対応サイバー攻撃	次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃のおそれに基づき対応したにもかかわらず結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、そのサイバー攻撃のおそれが外部通報（※1）によって発見されていたときに支出する費用に限りま。 ア. コンピュータシステム遮断費用 セキュリティ事故発生時にサイバー攻撃またはそのおそれが発見されたことにより、コンピュータシステムの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用 イ. サイバー攻撃の有無確認費用 セキュリティ事故発生時にサイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出する費用。ただし、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、外部機関へ調査を依頼する費用に限りま。 セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用をいいます。	(A) 100% または (B) 90%	1 事故・保険期間中 Aタイプ：100万円 Bタイプ：300万円 Cタイプ：1,000万円	(A) セキュリティ事故の発生またはそのおそれの事実が公表等の措置（※3）により客観的に明らかになった場合（サイバー攻撃対応費用については、かつ、結果としてサイバー攻撃が生じていた場合） (B) セキュリティ事故のうち (A) 以外および風評被害事故の場合
	b. 調査原因被害範囲				
	c. 相談費用	セキュリティ事故・風評被害事故に対応するために直接必要な次の費用をいいます。（※2） ア. 弁護士費用 弁護士報酬（個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。）をいいます。ただし、次のものを除きます。 (ア) 保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対する費用 (イ) 刑事事件に関する委任にかかる費用 (ウ) 他. その他事故対応費用 コ. 損害賠償請求費用】の費用 イ. コンサルティング費用 セキュリティ事故・風評被害事故発生時の対策または再発防止策に関するコンサルティング費用（個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。） ウ. 風評被害拡大防止費用 風評被害事故の拡大を防止するための費用（アおよびイを除きます。）			
	d. データ等復旧費用	セキュリティ事故により消失、破壊もしくは改ざん等の損害を受けたデータの復元費用または記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃により改ざんされたウェブサイトの復旧費用をいいます。（※2） なお、セキュリティ事故を発生させた不正行為者に対して支払う金銭等を含みません。	100%	1 事故・保険期間中 Aタイプ：100万円 Bタイプ：300万円 Cタイプ：1,000万円	
e. その他事故対応費用	次のアからコの費用をいいます。ただし、a～d および f. 訴訟対応費用を除きます。 ア. 人件費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 交通費・宿泊費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 通信費・コールセンター委託費用等 セキュリティ事故に対応するために直接必要な通信費もしくは詫言状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用。ただし、エに規定するものを除きます。 エ. 個人情報漏えい通知費用 個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対しその被害の発生状況等を知照するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫言状の作成に直接必要な費用 オ. 社会費用 新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用（説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。）。ただし、社会費用以外のその他事故対応費用に該当するものを除きます。 カ. 個人情報漏えい見舞費用（※2） 公表等の措置（※3）により個人情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被害者に対して謝罪のために支出する次の費用 (ア) 見舞金 (イ) 金券（保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。）の購入費用 (ウ) 見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限りま。） キ. 法人見舞費用 セキュリティ事故の被害にあった法人に対して謝罪のために支出する見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限りま。）。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれの被害にあった法人に対して支出する費用については、公表等の措置（※3）によりその情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に支出するものに限りま。 ク. フレジット情報モニタリング費用（※2） クレジットカード番号等がそのクレジットカードの所有者以外の者に知られた場合に、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用 ケ. 公的調査対応費用 セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要した次のいずれかに該当する費用 (ア) 弁護士報酬（保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対するもの・刑事事件に関する委任にかかる費用を除きます。） (イ) 通信費 (ウ) 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 (エ) コンサルティング費用（※2） コ. 損害賠償請求費用 記名被保険者が他人に対してセキュリティ事故に関して損害賠償請求を行うための訴訟費用	100%	被害者1名につき1,000円		
f. 再発防止費用	セキュリティ事故の再発防止のために支出する必要がある有益な費用をい、セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用を含みます。ただし、b. 原因・被害範囲調査費用、c. 相談費用およびセキュリティ事故の発生の有無にかかわらず被保険者が支出する費用を除きます。（※2）	90%	1 事故・保険期間中 Aタイプ：100万円 Bタイプ：300万円 Cタイプ：1,000万円		
(※1) 次のいずれかをいいます。 ア. 公的機関（サイバー攻撃の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。）からの通報 イ. 記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報・報告 (※2) 引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限りま。 (※3) 次のいずれかをいいます。 ①公的機関に対する被保険者による届出または報告等（文書によるものに限りま。） ②新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道 ③被害者または被害法人に対する詫言状の送付 ④公的機関からの通報					
【訴訟対応費用】 損害額に縮小支払割合を乗じた金額を保険金としてお支払いします。ただし、支払限度額が限度となります。免責金額は20万円となります。 ※すべてのサイバーセキュリティ事故対応費用に対する保険金を合算して、下表「費用全体の支払限度額」欄記載の支払限度額が限度となります。 ※この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、損害賠償責任に関する補償の「支払限度額（保険期間中）」が限度となります。					
訴訟対応費用の定義		縮小支払割合	支払限度額		
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額	
次の費用のうち、この保険契約で対象となる事由に起因して被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。 ア. 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 増設コピー機のリース費用 エ. 記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 オ. 意見書・鑑定書の作成費用 カ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用		100%	1 請求・保険期間中 Aタイプ：100万円 Bタイプ：300万円 Cタイプ：1,000万円	1 事故・保険期間中 Aタイプ：100万円 Bタイプ：300万円 Cタイプ：1,000万円	

※詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

■ サイバーリスク保険

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
損害賠償請求に関する補償（情報通信技術特別約款（ＩＴ業務不担保特約条項セット付帯））	次の事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。（＊１）（＊２） ①ITユーザー行為に起因して発生した次のいずれかの事由（②および③を除きます。） a. 他人の事業の休止または阻害 b. 磁氣的または光学的に記録された他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破損（有体物の損壊を伴わずに発生したものに限りします。） c. その他の不測の事由による他人の損失の発生 ②情報の漏えいまたはそのおそれ ③記名被保険者がコンピュータシステムにおいて提供するデータ、データベース、ソフトウェアまたはプログラムによる、文書、音声、図画等の表示または配信（＊３）によって生じた他人の著作権、意匠権、商標権、人格権またはドメイン名の侵害（＊４）（②は除きます。） （＊１） 保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限りします。 （＊２） 日本国外で発生した上記の事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。 （＊３） 記名被保険者が対価または報酬を受領して他人に提供するものを除きます。 （＊４） 著作権、意匠権、商標権、人格権またはドメイン名の権利者に対して本来支払うべき使用料については補償対象外です。	①法律上の損害賠償金：法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。 ②争訟費用：損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談等も含みます。） ③協力費用：引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用 ＜保険金のお支払方法＞ 上記①の法律上の損害賠償金については、その額から免責金額を控除して、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。上記②③の費用については、合計額に対して保険金をお支払いします。 賠償責任保険に関する補償で引受保険会社がお支払いする保険金は、法律上の損害賠償金については、ご加入時に設定した支払限度額（１請求・保険期間中ごとの設定）が限度となります。また、損害賠償金に関する補償でお支払いするすべての保険金（上記①～③）を合算して、ご加入時に設定した支払限度額（保険期間中）が限度となります。	・戦争、変乱、暴動、労働争議 ・核燃料物質（使用済燃料を含みます。）またはこれによって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用 ・保険契約者または被保険者の故意 ・地震、噴火、津波、洪水、高潮 ・被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 ・保険期間の開始時より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由 ・被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。 ・被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。） ・他人の身体の障害 ・他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐欺。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐欺に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。 ・被保険者の業務の結果を利用して製造された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合 ・所定の期日までに被保険者の業務が完了しないこと。ただし、次の原因によるものを除きます。 ア. 火災、破裂または爆発 イ. 急激かつ不測の事故による、記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムの損壊または機能停止 ・特許権または営業秘密等の知的財産権の侵害。ただし、次の事由に起因する損害に対しては、適用しません。 ア. 人格権・著作権等の侵害 イ. 記名被保険者の業務に従事する者以外の者によって行われたサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれに起因する知的財産権の侵害 ・記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求 ・被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置（被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果についての回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。）のために要する費用（追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。） ・罰金、科料、過料、課徴金、制裁金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金その他これらに類するもの ・被保険者相互間における損害賠償請求 ・IT業務の遂行 ・保険金の支払いを行うことにより引受保険会社が制裁、禁止または制限を受けるおそれがある場合 【情報漏えいまたはそのおそれの事故固有】 ・被保険者が他人に情報を提供または情報の取扱いを委託したことが情報の漏えいにあたりとしてなされた損害賠償請求 等

保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金		保険金をお支払いしない主な場合	
サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償（サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約）	【訴訟対応費用以外の費用】 事故対応期間内に生じた「お支払いする保険金」記載の費用（その額および使途が社会通念上、妥当と認められるものに限りま。）を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。保険金をお支払うのは、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故を保険期間中に発見した場合に限ります。セキュリティ事故とは：上記情報通信技術特別約款の保険金をお支払いする場合①～③の事由や、記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃（①～③の事由を引き起こすおそれがないものについては、その事実が公表等の措置により客観的に明らかになった場合に限りま。）をいいます。ただし、右記a.サイバー攻撃対応費用については、風評被害事故とは：セキュリティ事故に関する他人のインターネット上での投稿・書込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれをいいます。すべての風評被害を指すわけではないので、ご注意ください。		【訴訟対応費用以外の費用】 各費用について、損害額に縮小支払割合を乗じた金額を保険金としてお支払いします。ただし、支払限度額が限度となります。免責金額は適用しません。 ※すべてのサイバーセキュリティ事故対応費用に対する保険金を合算して、下表「費用全体の支払限度額」欄記載の支払限度額が限度となります。 ※この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して損害賠償責任に関する補償の「支払限度額（保険期間中）」が限度となります。		この保険では、次の事由による損害等に対しては、保険金をお支払いできません。 ①戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議 ②保険契約者または被保険者の故意 ③地震、噴火、津波、洪水、高潮 ④被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 ⑤保険期間の開始時より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由 ⑥被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。 ⑦被保険者が、法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。） ⑧他人の身体の障害 ⑨他人の財物の損壊・紛失・盗取・詐欺。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐欺に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。 ⑩特許権または営業秘密等の知的財産権の侵害。ただし、次の事由に起因する損害に対しては、適用しません。 ア. 人格権・著作権等の侵害 イ. 記名被保険者の業務に従事する者以外の者によって行われたサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれに起因する知的財産権の侵害 ⑪記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求 ⑫記名被保険者の直接の管理下でない電気、ガス、水道、熱供給、遠距離通信、電話、インターネット、電報等のインフラストラクチャーの供給停止または障害 ⑬被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかに関わらず、被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置（被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果についての回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。）のために要する費用（追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。） ⑭被保険者相互間における損害賠償請求 ⑮罰金、科料、過料、課徴金、制裁金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金その他これらに類するもの ⑯保険金の支払いを行うことにより、引受保険会社が制裁、禁止または制限を受けるおそれがある場合
	費用の種類		支払限度額		
	定義		各費用固有の支払限度額		
	a. サイバー攻撃		費用全体の支払限度額		
	b. 調査費用		1 事故・保険期間中 D、Eタイプ：300万円 Fタイプ：500万円		
	c. 相談費用		(A) セキュリティ事故の発生またはそのおそれの事実が公表等の措置（※3）により客観的に明らかになった場合（サイバー攻撃対応費用については、かつ、結果としてサイバー攻撃が生じていた場合） (B) セキュリティ事故のうち（A）以外および風評被害事故の場合		
	d. 復旧費用等		1 事故・保険期間中 D、E、Fタイプ：300万円		
	e. その他事故対応費用		1 事故・保険期間中 Dタイプ：3,000万円 Eタイプ：5,000万円 Fタイプ：1億円		
	f. 再発防止費用		1 事故・保険期間中 1,000万円		
	g. その他		1 事故・保険期間中 1,000万円		
【訴訟対応費用】 この保険の対象となる事由に起因して提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟について、被保険者が訴訟対応費用（その額および使途が社会通念上、妥当と認められるものに限りま。）を支出したことによって被る損害を補償します。保険金をお支払うのは、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に限りま。		（※1） 次のいずれかをいいます。 ア. 公的機関（サイバー攻撃の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。）からの通報 イ. 記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報・報告 （※2） 引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限りま。 （※3） 次のいずれかをいいます。 ①公的機関に対する被保険者による届出または報告等（文書によるものに限りま。） ②新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道 ③被害者または被害法人に対する詫言の送付 ④公的機関からの通報		【情報漏えいまたはそのおそれの事故固有】 ⑬被保険者が他人に情報を提供または情報の取扱いを委託したことが情報の漏えいにあたるとしてなされた損害賠償請求等	
【訴訟対応費用】 損害額に縮小支払割合を乗じた金額を保険金としてお支払いします。ただし、支払限度額が限度となります。免責金額は適用しません。 ※すべてのサイバーセキュリティ事故対応費用に対する保険金を合算して、下表「費用全体の支払限度額」欄記載の支払限度額が限度となります。 ※この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、損害賠償責任に関する補償の「支払限度額（保険期間中）」が限度となります。		訴訟対応費用の定義		支払限度額	
次の費用のうち、この保険契約で対象となる事由に起因して被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。 ア. 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 増設コピー機のリース費用 エ. 記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 オ. 意見書・鑑定書の作成費用 カ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用		縮小支払割合		各費用固有の支払限度額	
		100%		費用全体の支払限度額	
		1 請求・保険期間中 1,000万円		1 事故・保険期間中 Dタイプ：3,000万円 Eタイプ：5,000万円 Fタイプ：1億円	

※詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

学生・生徒災害傷害保険（除く施設賠償責任保険）

〈重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明)〉団体保険にご加入いただくお客様へ（必ずお読みください）

契約概要・注意喚起情報のご説明

- 契約概要はご加入いただく保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
 - 注意喚起情報はご加入いただく保険のお申込みをいただくに際して、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
 - この書面はご加入いただく保険に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については、保険約款によりますが、ご不明点等につきましては一般財団法人職業教育・キャリア教育財団又は東京海上日動火災保険（株）までお問い合わせください。
 - ご家族等の方が被保険者（保険の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。）となる場合には、本説明書の内容をご説明いただきますようお願い申し上げます。
- ※このご案内、ガイドブック等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。

契約概要のご説明

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団をご契約者とし、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員の専修学校または各種学校に在籍する学生生徒等を被保険者（保険の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。以下同様とします。）とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として同財団が有します。

ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はガイドブック等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、P8をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消させていただくことがあります。

(2) 補償の内容・保険期間（保険のご契約期間）

①保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、②保険金をお支払いしない主な場合、③保険期間等につきましては、P8、9、22をご確認ください。

(3) 引受条件（保険金額等）

この保険での引受条件（保険金額等）は予め定められたご契約タイプの中からお選びいただくこととなります。ご契約タイプについての詳細はP9をご確認ください。

保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

2. 保険料・払込方法

保険料はご加入いただくご契約タイプ等によって決定されます。保険料・保険料の払込方法についてはP5、9をご確認ください。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

注意喚起情報のご説明

1. 補償の重複に関するご注意

○賠償責任を補償する特約等をご契約される場合で、被保険者またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約（他の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。）を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

○補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金がお支払されない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください（1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。）。

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項（加入依頼書等に関する注意事項等）

○保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから保険金等のお支払いが発生するリスクが高い方が、無条件にご加入されますと保険料負担の公平性が保たれません。

○このためご加入時には、告知義務（ご加入時に代理店または弊社に重要な事項を申し出ていただく義務）があります（弊社代理店は弊社に代わって告知を受領することができます。）。告知義務の内容等についてはパンフレット等をご確認ください。特に健康状態に関する告知が必要な商品については、被保険者となられる方の健康状態に応じてお引受けを行っており、健康状態に関して告知いただいた内容によってはお引受けをお断りさせていただくことがあります。健康状態に関する告知は必ず被保険者となられる方ご自身が事実をありのままに正確にご回答ください。

○もし、故意または重大な過失によって、告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、申込日から5年以内であれば、弊社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。ただし、「告知義務違反による解除の期間に関する特約」がセットされている場合（約款に同内容の規定がある場合を含みます）は、以下の取扱いとなります。

・保険期間が1年以内のご契約の場合：支払責任の開始日*1から1年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合や②保険金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。

・保険期間が1年を超えるご契約の場合：支払責任の開始日*1から2年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合や②保険金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。

*1 ①ご契約を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日となります。

○ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「[保険金支払事由の発生]と「[解除の原因となった事実]との因果関係がない場合は、保険金お支払いの対象となります。」

○なお、ご加入を解除させていただく場合以外にもご契約の締結状況により保険金をお支払いできないことがあります。例えば、『現在の医療水準では治りが困難な病気・症状について、故意に告知をされなかった場合』等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、経過年数に関わらず、保険金をお支払いできないことがあります。

○加入依頼書は保険契約申込書の一部を成します。

(2) ご加入後における留意事項（通知義務等）

○通知義務（ご加入後に加入内容に変更が生じた場合に代理店または弊社に連絡していただきたい義務）や各種手続き等についてはパンフレット等をご確認ください。ご連絡や手続き等がないと、ご加入を解除したり保険金をお支払いできないこと等があります。

○ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になることがあります。なお、この場合には、加入依頼書等に記載の通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を請求または返還します。

(3) 次回更新契約のお引受け

保険金請求状況等によっては、次回以降の更新のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので予めご了承ください。

ご加入時に特定の疾病等について保険金をお支払いしない条件でお引受けをした場合であっても、その保険商品の健康状態に関するすべての質問事項について新たに告知いただくことで、更新にあたりその特定の疾病等を保険金お支払いの対象とするご加入内容に変更できる場合があります。

ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや引受条件を制限させていただく場合がありますので、ご注意ください。

3. 責任開始期

保険責任は、原則として、保険期間の開始時から始まります。詳しくはP9をご確認ください。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

P22をご確認ください。

5. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、経営が破綻した場合には、ご加入される保険種類によりましては「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、所定の割合まで補償されます。

(専修学校各種学校学生・生徒災害傷害保険)

保険期間が1年以内の場合、原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故については100%）、保険期間1年超の場合は原則として90%まで補償されます。引受保険会社の経営が破綻した時点で保険料等の算出の基礎となる予定利率が主務大臣の定める基準利率を過去5年間常に超えていた場合は、保険金、返れい金等の補償割合は90%を下まわります。

(施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険・学校教育活動賠償責任保険・サイバーリスク保険)

引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限る））またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

6. 個人情報の取扱いについて

P38をご確認ください。

7. 新たな保険契約への乗換えについて

現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に次の点にご注意ください。

①現在のご加入を解約、減額等される場合の不利事項

○多くの場合、返れい金はお払込保険料の合計額より少ない額となります。特にご加入後短期間で解約された時の返れい金は、まったくないか、あってもごくわずかとなる場合があります。

②新たな保険契約にご加入される場合の注意事項

○新たにご加入の保険契約について、被保険者の健康状態等によりお断りしたり、特定の疾病を補償対象外としてお引受けする場合があります。

○新たにご加入の保険契約の保険料については、保険期間（新たにご加入の保険契約のご契約期間）の初日における被保険者の年齢等により計算される場合があります。

○新たにご加入の保険契約の保険料については、保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なる場合があります。

○新たにご加入の保険契約について告知をいただく際、告知されなかったり、事実と異なることを告知されると告知義務違反としてご加入が解除され保険金が支払われない場合があります。

○新たにご加入の保険契約の保険始期前に被ったケガまたは病気・症状に対しては、保険金が支払われない場合があります。現在のご加入を継続していれば保険金のお支払い対象となる場合でも、乗換えで新たにご加入の保険契約ではお支払い対象にならないことがあります。

○新たにご加入の保険契約の保険期間の初日と支払責任の開始日が異なる場合があります。

（例えば、乗換えで新たにご加入の保険契約が「がん保険（1年契約用）」である場合、保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前の期間については、保険金をお支払できません。この期間中に現在のご加入を解約するとがんの補償のない期間が発生します。）

8. 被保険者からのお申し出による解約

被保険者からのお申し出によりその被保険者に係るご加入を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、被保険者となるご家族等の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

9. 保険金のご請求・お支払いについて

(1) 事故が発生した場合の手続き等

事故が発生した場合の手続き等についてはパンフレット等をご確認ください。

(2) 保険金請求書類

保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

- ・交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠
- ・住民票、戸籍謄本等の被保険者または保険の対象であることを確認するための書類または証拠
- ・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明するレントゲン・MRI等の書類または証拠、被保険者以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等
- ・領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、当会社が支払うべき保険金の額を算出するための書類または証拠
- ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

(3) 代理人からの保険金請求

被保険者に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないうちは、被保険者の配偶者等のご家族のうち弊社所定の条件を満たす方が、被保険者の代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

(4) 賠償責任保険金等のお支払いについて

被保険者が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られます。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

10. 共同保険について

ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、本説明書もしくはパンフレット等をご確認ください。

11. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

○ご加入時にご契約者、被保険者または保険金受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、弊社はご加入を取り消すことができます。

○以下に該当する事由がある場合は、ご加入は無効になります。

- ・ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもってした場合
- ・死亡保険金受取人を指定する場合において、その被保険者の同意を得なかったとき（その被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合は除きます。）

○以下に該当する事由がある場合には、弊社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払できないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者または保険金受取人が弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し被保険者または保険金受取人に詐欺の行為があった場合 等

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕 総合生活保険（こども総合補償）にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【マークのご説明】

契約概要

保険商品の内容を
ご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご加入に際してお客様にとって不利益になる
事項等、特にご注意いただきたい事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

契約概要

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

契約概要

注意喚起情報

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

注意喚起情報

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●救済者費用等補償特約 ●医療費用補償特約

*1 総合生活保険（こども総合補償）以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額の設定

契約概要

この保険での保険金額は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご確認ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

5 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

契約概要

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

契約概要

注意喚起情報

(2) 保険料の払込方法

払込方法・払回数については、パンフレット等をご確認ください。

7 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

注意喚起情報

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの告知事項は下記①をご確認ください。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記①の事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】

★：告知事項 ☆：告知事項かつ通知事項

①総合生活保険（こども総合補償）

職業・職務等*1、公的医療保険制度*2、学生・生徒数（被保険者数）が告知事項かつ通知事項（☆）となります。

生年月日についても告知事項（★）となります。

*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

*2 医療費用補償特約をセットされる場合のみ告知事項かつ通知事項（☆）となります。

2 クーリングオフ

注意喚起情報

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 死亡保険金受取人

注意喚起情報

総合生活保険（こども総合補償）において、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

*1 家族型補償（本人型以外）の場合、ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

III ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

注意喚起情報

【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務【告知事項・通知事項一覧】」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

●すべての補償共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

●借家人賠償責任補償特約

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、《お

お問い合わせ先」までご連絡ください。
ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約される時



- ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- ・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求※1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
 - ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間※2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
 - ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ※1 解約日以降に請求することがあります。
※2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約



総合生活保険（こども総合補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度）があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき



- 【保険期間終了後、更新を制限させていただく場合】
- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
 - 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。
- この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】
保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【保険金請求忘れのご確認】
ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認ください。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】
更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】
ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係者、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること
- 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 総合生活保険（こども総合補償）で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等の取扱い
1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

5 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。
- 加入者票（被保険者票）はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票（被保険者票）が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票（被保険者票）が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票（被保険者票）とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、＜共同保険引受保険会社について＞をご確認ください。

6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 個人賠償責任補償特約において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類

または証拠をご提出いただく場合があります。

- ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者＊1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対

象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。

＊1 法律上の配偶者に限ります。

- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 個人賠償責任補償特約、借家人賠償責任補償特約において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

<共同保険引受保険会社について>

引受保険会社	引受割合
東京海上日動火災保険株式会社	70%
損害保険ジャパン株式会社	15%
三井住友海上火災保険株式会社	15%

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター
(東京海上日動安心110番)

 **0120-720-110**
受付時間：24時間365日

東京海上日動火災保険株式会社

東京海上日動火災保険株式会社	一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）
保険に関するご意見・ご相談は 東京海上日動火災保険株式会社 公務第二部文教公務室 〒102-8014 東京都千代田区三番町 6-4 TEL：03-3515-4133 事故のご連絡・ご相談は 東京海上日動損害サービス担当拠点 ☎0120-789-101（フリーダイヤル） （受付時間：平日 9:00～17:00） 携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からでもご利用になれます。	東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。 東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。 詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。 (https://www.sonpo.or.jp/) ☎0570-022808<通話料有料> IP 電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。 受付時間：平日午前 9 時 15 分～午後 5 時 （土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、お申込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- ☐ 保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）、保険金をお支払いする主な場合
- ☐ 保険期間（保険のご契約期間）
- ☐ 保険金額（ご契約金額）、免責金額（自己負担額）
- ☐ 保険料・保険料払込方法
- ☐ 保険の対象となる方

2. 集計報告書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、集計報告書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたらガイドブック等記載の問い合わせ先までご連絡ください。

【留学生補償保険】

- ☐ 集計報告書等の「生年月日」、または「満年齢」欄は正しくご記入いただいていますか？
- ☐ 集計報告書等の「職業・職務等」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか？

3. 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容についてご確認くださいませましたか？

特に「注意喚起情報のご説明」には、「保険金をお支払いしない主な場合等」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」、「補償の重複に関するご注意*」が記載されていますので必ずご確認ください。

*例えば、賠償責任を補償する特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

●ご加入の際のご注意

- ①告知義務（ご加入時に代理店または引受保険会社に重要な事項を申し出ていただく義務）等

・集計報告書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に集計報告書等に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合はご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください（代理店には告知受領権があります。）。傷害保険の普通保険約款では、告知事項は、以下の事項となります（各種賠償責任保険、サイバーリスク保険における告知事項その他詳細は集計報告書等をご確認ください。）。
【学生・生徒災害傷害保険】

●被保険者（保険の対象となる方）数

・加入される方（団体の構成員）の氏名、学籍番号、学科についても併せてご確認くださいませようお願いいたします。

【留学生補償保険】

職業・職務* 1、公的医療保険制度、被保険者（保険の対象となる方）数が告知事項かつ通知事項（☆）となります。生年月日が告知事項（★）となります。

* 1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

- ②死亡保険金受取人の指定：死亡保険金は法定相続人にお支払いします。特定の方を指定する場合は、必ず被保険者の同意を得てください。また、同意のないままにご加入をされた場合にはご加入が無効となります。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、代理店までお申し出ください。

- ③ご契約内容および事故報告内容の確認について：損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況に

ついて一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は上記目的以外には用いられません。ご不明の点は、弊社にお問い合わせください。

- ④補償の重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約（特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

●ご加入後のご注意

- ①ご加入内容の確認・保管：加入証は加入内容を確認する大切なものです。加入証が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認くださいませようお願いいたします。また、加入証が到着するまでの間、集計報告書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があれば、ご加入の代理店または保険会社までお問い合わせください。

- ②通知義務（ご加入後に契約内容に変更が生じた場合に代理店または保険会社に連絡していただく義務）

・集計報告書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご加入の代理店または保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減される、または、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。また、学生・生徒災害傷害保険においては、次の変更が生じた場合も、遅滞なくご通知ください。

- (1) 被保険者が学校における在籍期間を変更する場合
- (2) 被保険者が退学もしくは休学する場合

(※) ただし、サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）・サイバーリスク保険の通知義務については、以下のとおりです。

・集計報告書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の代理店ま

たは引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。

- ③ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、ご加入の代理店または保険会社までお問い合わせください。
- 加入内容変更をいただいてから1ヶ月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念の為、連絡先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

●賠償責任保険のご注意

- ・この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合】

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合】

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

- ・保険会社破綻時の取扱い（施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険・学校教育活動賠償責任保険・サイバーリスク保険）

引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が制限されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本人、外国人）（日本における営業所等が締結した契約に限る）またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

<保険金請求の際のご注意>

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます（保険法第22条第2項）。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

●その他ご注意いただきたい点

- ・この保険は学生・生徒数に基づいて保険料を算出します。ご加入に際しては、保険料算出基礎数字である学生・生徒数を集計報告書に正しくご記入ください。なお、学生・生徒災害傷害保険、留学生補償保険、インターンシップ活動賠償責任保険、医療分野学生生徒賠償責任保険にご加入の際には、学生・生徒数をご記入いただき、学校賠償責任保険、学校賠償責任保険フルカバー、情報漏えい保険、サイバーリスク保険にご加入の際には、2022年度に文部科学省が実施した学校基本調査で回答した学生・生徒数をご記入ください。
- ・この保険は一般財団法人職業教育・キャリア教育財団を保険契約者とし一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員の専修学校・各種学校およびそこに在籍する学生生徒等を被保険者とする専修学校各種学校学生・生徒災害傷害保険、総合生活保険（こども総合補償）、施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険および受託者賠償責任保険、学校教育活動賠償責任保険、サイバーリスク保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として一般財団法人職業教育・キャリア教育財団が有します。
- ・このガイドブックは、専修学校各種学校学生・生徒災害傷害保険、総合生活保険（こども総合補償）、施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険および受託物賠償責任保険、学校教育活動賠償責任保険、サイバーリスク保険の内容について説明したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細については各学校にお渡ししてある解説に記載されている約款によりますが、ご不明な点がございましたら取扱代理店または東京海上日動にご照会ください。なお、ご加入者と被保険者（保険の対象となる方または補償を受けることができる方）が異なる場合には、ご加入者よりこのパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願いいたします。
- ・取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っています。従いまして、取扱代理店と締結され有効に成立した契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

●重大事由による解除について

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者または被保険者が引受保険会社はこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
- ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合

～個人情報の取扱いに関するご案内～

保険契約者である一般財団法人職業教育・キャリア教育財団は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること
- 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp） および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

サイバーリスク保険 2023 年 1 月改定のご案内

1. 賠償責任に関する補償の補償拡大

補償の拡大

① 人格権・著作権等の侵害についての補償拡大（※情報漏えい限定補償プランには適用されません。）

従来補償していた人格権侵害や一部の著作権侵害に加えて、商標権や意匠権等の侵害についても補償対象となります。改定前後において、人格権・著作権等の侵害について保険金をお支払いする事由は次のとおりです。

改定前	改定後
IT ユーザー行為また IT 業務の遂行に起因して生じた次の事由 ア. 人格権侵害 イ. コンピュータシステムにおいて提供されるデータ、データベース、ソフトウェアまたはコンピュータプログラムによる 著作権の侵害	記名被保険者がコンピュータシステムにおいて提供するデータ、データベース、ソフトウェアまたはプログラムによる、文書、音声、図画等の表示または配信（注 1）によって生じた他人の 著作権、意匠権、商標権、人格権またはドメイン名の侵害（注 2）

（注 1）記名被保険者が対価または報酬を受領して他人に提供するものを除きます。

（注 2）著作権、意匠権、商標権、人格権またはドメイン名の権利者に対して本来支払うべき使用料については補償対象外です。

本改定に伴って新たに補償対象となる事故の例

- 記名被保険者が自校の Web サイト上に誤って他社の商標（もしくはそれに類似する商標）を掲載してしまい、商標権を侵害したとして損害賠償請求を受けた。
- 記名被保険者が配信するメールマガジンに掲載しているデザインが、意図せず意匠権を侵害しており、損害賠償請求を受けた。

② IT ユーザー行為の補償範囲の拡大（※情報漏えい限定補償プランには適用されません。）

「IT ユーザー行為」に次の「ウ」の行為を追加します。サイバーリスク保険では、「IT ユーザー行為」に起因して生じた他人の損失等についての賠償責任や費用を補償しますので、本改定により補償が拡大されます。

ウ. 記名被保険者の広告もしくは宣伝またはその商品・サービスの販売もしくは利用促進を目的として、他人に提供するコンピュータシステムの所有、使用または管理。ただし、そのコンピュータシステムの全部または一部に対して、記名被保険者が対価または報酬を得る場合を除きます。

本改定に伴って新たに補償対象となる事故の例

- 記名被保険者が、無償で提供するモバイルアプリにシステムのバグがあり、利用者の端末のデータが損壊した。

2. サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償拡大

補償の拡大

① 再発防止費用の支払限度額の改定

再発防止費用について、支払限度額を次のとおり改定します（②の要件を外します。）。

改定前	改定後
次のいずれか低い額 ① 1,000 万円（注 1） ② サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項の他の費用について支払う保険金の合計額	1,000 万円（注 1）

（注 1）サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項全体に適用する支払限度額の内枠で適用されます。

② 「被害が自社のみにとどまるサイバー攻撃」を支払要件に追加（※情報漏えい限定補償プランには適用されません。）

サイバーセキュリティ事故対応費用の支払要件のうち「サイバー攻撃」について、**サイバー攻撃による被害が自社のみにとどまり、他人の被害の発生（またはそのおそれ）を伴わないケース**における原因・被害範囲の調査費用等も補償対象に追加します（サイバー攻撃の事実が公表等の措置により客観的に明らかになった場合に限りま。）。

本改定に伴って新たに補償対象となる事故の例

サイバー攻撃によってオンライン授業等に支障が生じたが、取引先・顧客の情報を扱っていない校内の独立したシステムであったため、情報漏えいのおそれはなく、端末の調査・復旧を実施した。

3. 保険金を支払わない場合の追加

次の損害については、保険金のお支払いの対象外とします。（※情報漏えい限定補償プランには適用されません。）

- 記名被保険者の直接の管理下でない電気、ガス、水道、熱供給、遠距離通信、電話、インターネット、電報等のインフラストラクチャーの供給停止または障害による損害
- 賭博（競馬、競輪、競艇、オートレース、パチンコおよびスロットを含みます。）に関する業務の阻害または停止に起因する、IT 業務の遂行に起因する損害

4. その他

上記のほか、用語の刷新や補償内容の明確化等の観点で、約款の改定を行います。

関係資料請求用帳票一覧

2023年度

各帳票は、株式会社第一成和事務所あて（FAX. 03-3667-9037 / Mail. seiwa@d-seiwa.co.jp）にご請求ください。

番号	帳票名	請求区分	備考
1	ガイドブック ※学生配布用ではございません	部	
2	学校集計報告書 (Ⅰ専修学校各種学校学生・生徒災害傷害保険)	部	
3	学校集計報告書 (Ⅰ専修学校各種学校学生・生徒災害傷害保険(感染予防費用補償特約付帯用))	部	
4	学校集計報告書 (Ⅱ専修学校各種学校留学生補償保険)	部	
5	学校集計報告書 (Ⅲインターンシップ活動賠償責任保険)	部	
6	学校集計報告書 (Ⅳ医療分野学生生徒賠償責任保険)	部	
7	学校集計報告書 (Ⅴ学校賠償責任保険)	部	
8	学校集計報告書 (Ⅵ学校賠償責任保険フルカバー)	部	
9	学校集計報告書 (Ⅶ情報漏えい保険／サイバーリスク保険)	部	
10	除籍報告書	部	
11	郵便振替用紙（共通）	部	
12	学生用募集チラシ (Ⅰ学生・生徒災害傷害保険)	部	
13	学生用募集チラシ (Ⅱ留学生補償保険)	部	
14	学生用募集チラシ (Ⅲインターンシップ活動賠償責任保険)	部	
15	学生用募集チラシ (Ⅳ医療分野学生生徒賠償責任保険)	部	
16	返信用封筒	部	

※保険金請求に関するお手続きにつきましては、第一成和事務所のホームページ上に掲載しております事故報告書兼事故証明書をダウンロードのうえ、直接東京海上日動損害サービス担当拠点へご報告ください。



Webからでもご請求いただけるようになりました！ぜひご活用くださいませ。
(第一成和事務所 資料請求用フォーム：<https://fm.d-seiwa.co.jp/senshu>)

学 校 コ ー ド		T E L	
住 所	〒 —		
学 校 名		担当者名	

学生生徒の登録内容にご変更がある場合はこちらの用紙を株式会社第一成和事務所あて
(FAX. 03 - 3667 - 9037) にお送りください。

学生生徒に関する登録内容変更届

※該当するものに✓チェックをお願い致します。

- ☐ 氏名変更
☐ 所属変更
☐ その他(学籍番号 他)

- (注意) 1. 昼間部⇄夜間部の変更はできません。新たな学科での中途加入手続きと次年度お申し込みの際に除籍を手続きください。
2. 学生生徒災害傷害保険については、2021年度までに加入した保険期間が残る学生のみ報告ください。

※現在の登録内容をご記入ください。

加入保険 (○を付してください) 保険始期	・ 傷害保険 (年 月加入)	・ インターンシップ (年 月加入)	・ 医療分野 (年 月加入)
所 属			
学 籍 番 号			
フ リ ガ ナ			
氏 名			



※変更内容をご記入ください。

所 属	
学 籍 番 号	
フ リ ガ ナ	
氏 名	
そ の 他	

以上の内容で登録の変更を依頼します。

学校コード _____

20 年 月 日

学校名 _____

担当者氏名 _____

担当者連絡先 TEL _____

学校の登録内容にご変更がある場合はこちらの用紙を株式会社第一成和事務所あて
(FAX. 03 - 3667 - 9037) にお送りください。

学校に関する登録内容変更届

※該当するものに✓チェックをお願い致します。

- ☐ 学校名変更（正式変更後にお手続きください。）
- ☐ 住所変更（書類の送付先が全て変更になります。）
- ☐ 電話番号変更
- ☐ その他（新設・廃校・休校 他）

※現在の登録内容をご記入ください。（宛名ラベルを参考にご記入ください。）

学校コード	
学 校 名	
住 所	〒
T E L	



※変更内容をご記入ください。（変更のある個所のみで結構です。）

異 動 日 (変更日、新設日など)	年 月 日
学 校 名	
住 所	〒
T E L	
そ の 他	

以上の内容で登録の変更を依頼します。

20 年 月 日

担当者氏名 _____

担当者連絡先 TEL _____

万一事故が発生した場合には

(1) 傷害事故が発生した場合は、

- ①事故の通知：事故が発生した場合には、30日以内に（総合生活保険（子ども総合補償）は、直ちに）ご加入の代理店または保険会社にご連絡ください。
保険会社にご連絡の際は、所定の事故報告書兼事故証明書を記入のうえ、担当都道府県の各損害サービス担当拠点宛にFAXをお送りください。
- ②保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。
- ③ケガを被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

(2) 賠償責任を負うおそれのある事故が発生した場合は、遅滞なく書面で取扱代理店または東京海上日動火災保険株式会社の損害サービス担当拠点へ次の事項をご連絡ください。

- ①学校名
- ②事故発生日時（サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）／サイバーリスク保険のサイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項で補償対象となる費用（訴訟対応費用を除く）については「事故発見の日時」を含みます。）
- ③事故発生場所 ④被害者の住所・氏名
- ⑤事故の原因、状況 ⑥受けた損害賠償請求の内容 など

ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

※保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。なお、賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ保険会社の承認が必要となります。

本保険には保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。したがって、この保険が適用されると考えられる賠償責任事故が発生した場合には、引受保険会社からの助言に基づき、被保険者（保険の補償を受けることができる方）ご自

身に被害者の方と示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご了承ください。なお、引受保険会社の承認を得ないで、被保険者側で示談された場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。

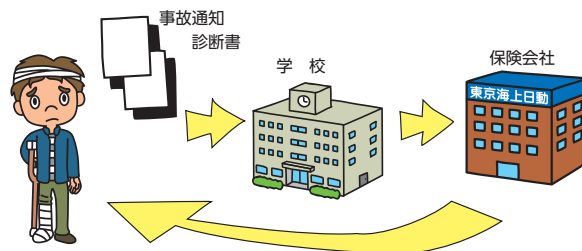
保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます（保険法第22条第2項）。

このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合



保険金請求先（損害サービス担当拠点）一覧表

2022年12月現在

保険会社窓口にご連絡いただく際は、「一般財団法人職業教育・キャリア教育財団の専修学校・各種学校の傷害保険／賠償保険の件」とお伝えいただくと、よりスムーズに対応させていただきます。

担 当	担当拠点	所 在 地	フリーダイヤル	電話番号	FAX
東京、埼玉、千葉、神奈川、茨城、栃木、群馬、新潟、長野、山梨	ウェルネス保険金サポート部（東京傷害保険第1コーナー）（傷害）	〒105-8551 港区西新橋3-9-4 虎ノ門東京海上日動ビル6F	0120-789-101	03-6632-0482	050-3730-6912
	本店損害一部・火新室（賠償）	〒102-8014 千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町5F		03-3515-7503	050-3385-7613
北海道	北海道損害部・火新課（札幌火新コーナー）	〒060-8531 札幌市中央区大通西3-7 北洋大通センター15F		011-271-7346	050-3730-6792
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	東北損害部・火新課（東北火新コーナー）	〒980-8460 仙台市青葉区中央2丁目8-16 仙台東京海上日動ビルディング6F		022-225-5012	050-3730-6977
静岡、富山、石川、福井	静岡損害部・火災新種損害サービスチーム（静岡火新コーナー）	〒420-8585 静岡市葵区紺屋町17-1 葵タワー10F		054-254-4370	050-3730-7015
岐阜、愛知、三重	名古屋損害1部・火新2課（名古屋火新コーナー）	〒460-8541 名古屋市中区丸の内2-20-19 名古屋東京海上日動ビル7F		052-201-9651	050-3730-7036
大阪、奈良、和歌山、京都、滋賀、兵庫	関西損害1部・火新2課（大阪火新コーナー）	〒541-0043 大阪市中央区高麗橋3-5-12 淀屋橋東京海上日動ビルディング9F		06-6203-0681	06-6203-0646*
広島、鳥取、島根、岡山、山口、香川、徳島、愛媛、高知	中国損害部・火新室（広島火新コーナー）	〒730-8730 広島市中区八丁堀3-33 広島ビジネスタワー8F		082-511-9392	082-511-9273*
福岡、佐賀、長崎、沖縄	九州損害1部・火新課（福岡火新コーナー）	〒812-8705 福岡市博多区綱場町3-3 福岡東京海上日動ビル6F		092-281-8270	092-281-8785
熊本、大分、宮崎、鹿児島	九州損害2部・火新課（熊本火新コーナー）	〒860-0844 熊本市中央区水道町5-15 熊本東京海上日動ビル5F		096-300-8628	096-312-3216
留学生補償保険の病気にに関するご相談（全国）	ウェルネス保険金サポート部 医療保険サポート第2課	〒105-8551 港区西新橋3-9-4 虎ノ門東京海上日動ビル8F		03-6632-0826	050-3730-6910

* 期中で変更となる可能性があります。

現在のご契約について保険金請求忘れがないか、今一度確認をお願いします。ご請求忘れや、ご不明点がございましたら、すぐにご連絡ください。なお、本ガイドブックの内容は2023年4月1日以降の補償内容です。それより前の補償内容とは異なりますので、ご注意願います。

●引受保険会社一覧●

東京海上日動火災保険株式会社

三井住友海上火災保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社

(2023年4月1日現在)

インターンシップ活動賠償責任保険、情報漏えい保険、サイバーリスク保険につきましては、東京海上日動火災保険株式の単独引受となります。

<引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱い>

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、保険業法の規定に基づく「損害保険契約者保護機構」の補償については下記のとおりとなります。専修学校各種学校学生・生徒災害傷害保険（施設賠償責任保険を除く）、総合生活保険（こども総合補償）は、保険期間が1年以内の場合原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）、保険期間1年超の場合は原則として90%まで補償されます。引受保険会社の経営が破綻した時点で保険料等の算出の基礎となる予定利率が主務大臣の定める基準利率を過去5年間常に超えていた場合は、保険金、返れい金等の補償割合は90%を下まわります。

施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険・学校教育活動賠償責任保険・サイバーリスク保険は、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限る））またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

※ 保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

詳細につきましては、東京海上日動火災保険(株)までご照会ください。

<共同保険に関する取扱い>

学生・生徒災害傷害保険、留学生補償保険、医療分野学生生徒賠償責任保険、学校賠償責任保険、学校賠償責任保険フルカバーにつきましては、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険(株)が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合につきましては団体窓口にご確認ください。

<引受保険会社>

幹事会社 東京海上日動火災保険(株)

三井住友海上火災保険(株)

損害保険ジャパン(株)

●お問合せ・連絡先●

一般財団法人職業教育・キャリア教育財団
保険事業取扱代理店

株式会社 第一成和事務所

〒103-8214 東京都中央区日本橋久松町11番6号 日本橋TSビル 8F
TEL 03(3669) 2831 FAX 03(3667) 9037

引受保険会社(幹事)東京海上日動火災保険株式会社

(担当課) 公務第二部文教公務室

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 TEL 03(3515) 4133(直)